

---

(仮称)射水市こども計画  
(素案)

---

令和 7 年 3 月  
射水市



# 目次

第一章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の法的根拠と位置付け.....	2
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
第二章 計画策定の背景 –統計から見た射水市のこどもを取り巻く状況– .....	5
1 統計による射水市の状況.....	5
2 子ども・子育て支援事業計画の評価.....	14
第三章 計画の基本的な考え方.....	18
1 基本理念.....	18
2 施策体系.....	21
第四章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	22
1 教育・保育提供区域.....	22
2 量の見込みと確保の内容.....	23
3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	47
第五章 基本目標と施策の展開.....	48
1 こどもの権利保護の推進.....	48
2 若者・子育て世代から選ばれる環境づくり.....	52
3 子育て世帯への支援体制の整備.....	54
4 困難を抱える子育て家庭への支援.....	64
5 親子の健康づくりの充実.....	70
6 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	75
第六章 推進体制.....	77
1 計画の推進に向けて.....	77

## —資料編—     ※ 省略

1 アンケート結果.....	
2 計画の策定経過.....	
3 射水市子ども・子育て会議設置要綱.....	
4 射水市子ども条例.....	
5 射水市子ども・子育て会議及び射水市子ども施策推進委員会委員名簿.....	
6 射水市要保護児童対策協議会設置要綱.....	



# 第一章 計画の概要

---

## 1 計画策定の趣旨

日本は少子化という最大の危機に直面しています。国によると 2022 年に生まれた子どもの数は 77 万 759 人となり、統計を開始した 1899 年以来、最低の数字となりました。2022 年の合計特殊出生率も 1.26 と過去最低となっています。また、近年、少子化のスピードが加速し、出生数が初めて 100 万人を割り込んだ 2016 年以後、2019 年に 90 万人、2022 年に 80 万人と、この傾向が続ければ 2060 年頃には 50 万人を割り込んでしまうことが予想されています。このような急速な少子化は人口減少へとつながり、経済・社会システムを維持することが困難となることも危惧されています。

このような中、国は異次元の少子化対策を推進し、子ども政策の取組を集中的に行うため令和 5 年 4 月に「子ども家庭庁」を新たに発足させるとともに、子ども政策を社会全体で総合的に推進していくため「子ども基本法」を施行、同年 12 月には「子ども大綱」を制定しました。

「子ども大綱」においては、「すべての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」(=「子どもまんなか社会」)の実現を目指すと掲げられています。

本市においては、いち早く子ども条例を制定し、子どもの権利保護に取り組み、また、令和 2 年 3 月に策定した「第二期射水市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな成長、保護者の支援体制の整備等に取り組んできましたが、子育て家庭に行ったアンケート調査により、フルタイムで就労する母親が増加する中、様々な働き方に合わせた柔軟な子育て支援を求める意見など依然として仕事と子育ての両立に関して負担感があることなどがわかりました。

のことから、アンケート調査の結果や社会情勢等も踏まえ、子ども・若者はこれからまちの未来を担う貴重な存在であることから、引き続き安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を図るとともに、子どもの成長を支援し、地域全体で子育て世代を応援する取組をさらに充実させていくことを目的に「(仮称)射水市子ども計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

## 2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」であり、国の「こども大綱」及び富山県子育て支援・少子化対策に関する基本計画を勘案し、本市のこども施策について定めます。

また、同条第5項の規定に基づき、「射水市子ども・子育て支援事業計画」（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律並びに射水市子ども条例に基づく各計画は「第二期射水市子ども・子育て支援事業計画」において一体的に策定）に加えて、少子化社会対策基本法で定める総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に関する事項及び子ども・若者育成支援推進法で定める子ども・若者育成支援施策に関する事項を盛り込むこととします。

本市の上位計画である「第3次射水市総合計画」やその他教育・福祉・保健等の関連計画と調和・整合を図るとともに、関係課や関係機関等と連携し、より総合的かつ効果的にこども施策を推進します。

### 【計画の法的根拠】

#### (仮称)射水市こども計画

① 子ども・子育て支援事業計画

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

② 子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画

【子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項】

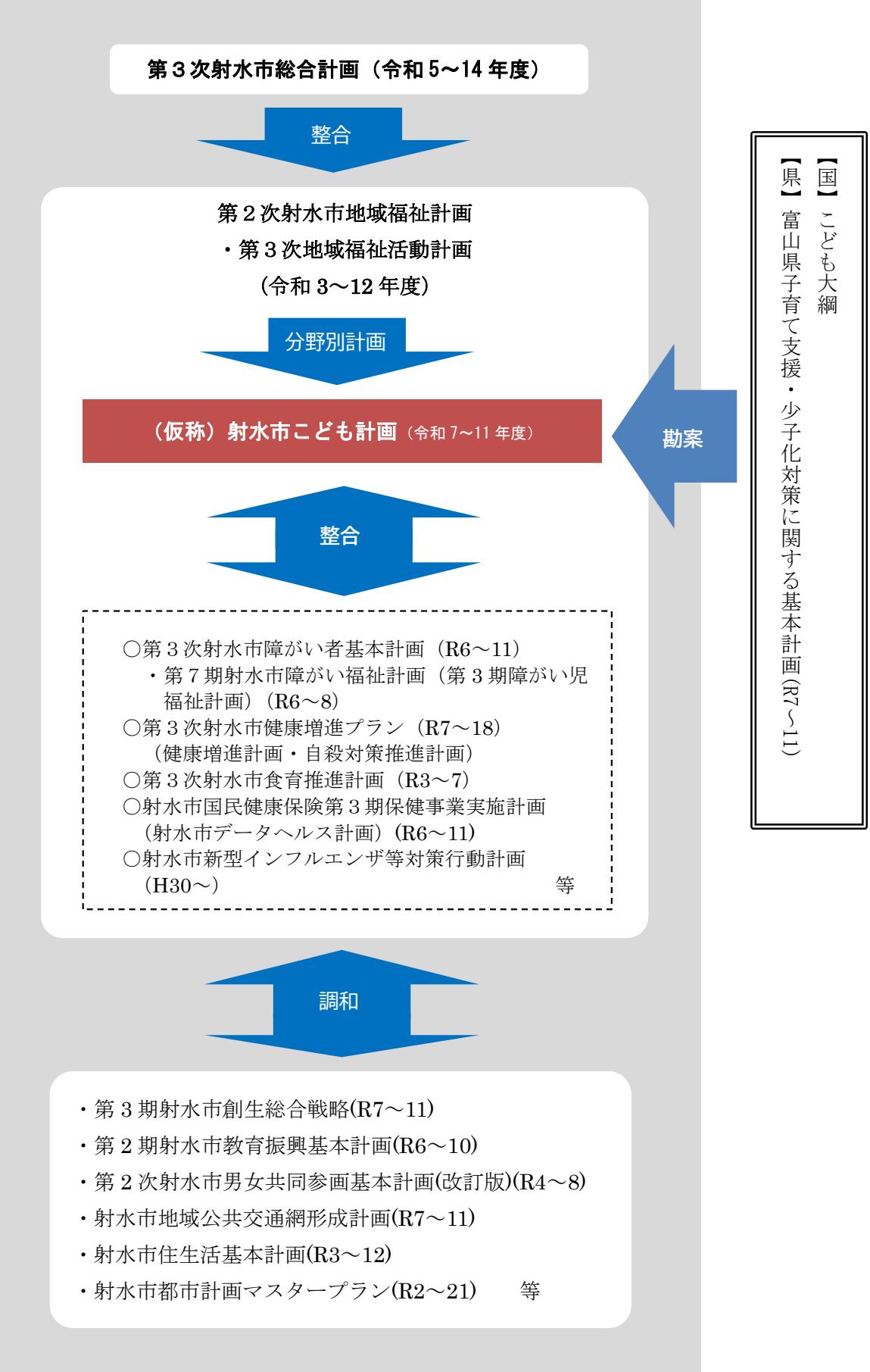
③ 子どもに関する施策推進計画

【射水市子ども条例第10条第1項】

④ 少子化社会対策基本法で定める、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に関する事項

⑤ 子ども・若者育成支援推進法で定める、子ども・若者育成支援施策に関する事項

## 【他計画との関連・計画期間】



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、国のことともまんなか実行計画や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて本計画及びこども施策の充実・見直しを図ります。

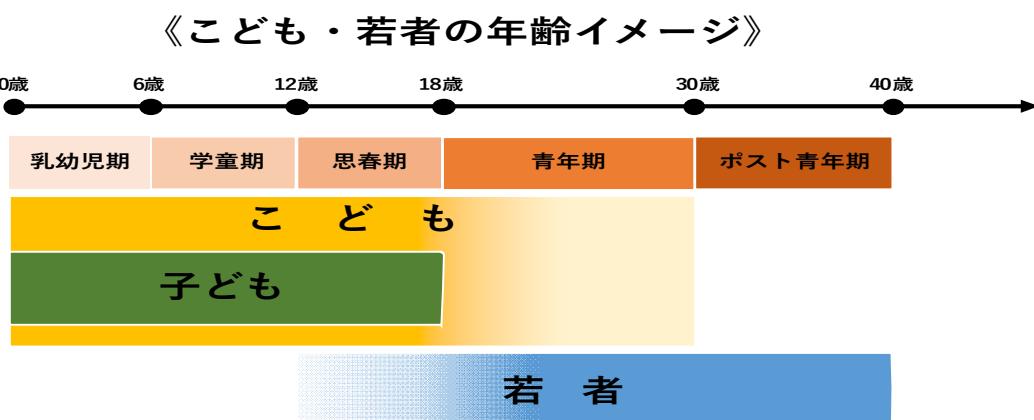
### 4 計画の対象

本計画のこととも施策の対象は、「こども」「若者」「子育て当事者」とします。

「こども」とは、こども基本法第2条において、「心身の発達の過程にある者」「大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者」と定められています。また、こども大綱においては、乳幼児期・学童期・思春期・青年期の者とされています。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、「子供・若者育成支援推進大綱」において思春期から青年期の者までとされています。また、社会生活を円滑に営む上で困難を有する40歳未満の者等（ポスト青年期）ともされています。

これらを踏まえ、本市の計画において「こども」とは、乳幼児期から青年期までの者とし、「若者」とは、思春期からポスト青年期までの者として表記します。



- ※ 乳幼児期・・・・義務教育年齢に達するまで（0～5歳）
- 学童期・・・・小学生年代（6～12歳）
- 思春期・・・・中学生年代からおおむね18歳まで
- 青年期・・・・おおむね18歳からおおむね30歳未満
- ポスト青年期・・おおむね30歳からおおむね40歳未満

「こども」の表記にあたっては、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き平仮名表記の「こども」を用いることとします。特別な場合とは、法令に根拠がある場合や固有名詞や事業名等として用いられている場合があります。

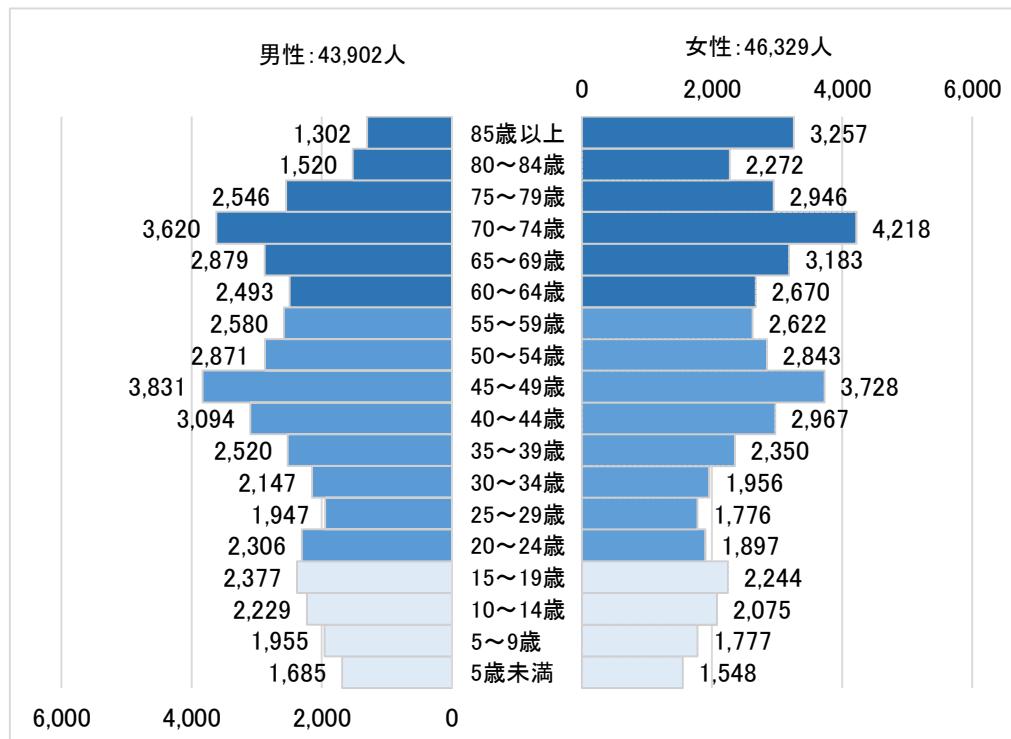
## 第二章 計画策定の背景 —統計から見た射水市のことどもを取り巻く状況—

### 1 統計による射水市の状況

#### (1) 人口の状況

年齢階級別人口で見ると 65～69 歳、70～74 歳のいわゆる団塊の世代と 40～44 歳、45～49 歳の団塊ジュニア世代が多くなっています。また、年少人口（0～14 歳）は、年齢が低い世代ほど人口が少なくなっています。

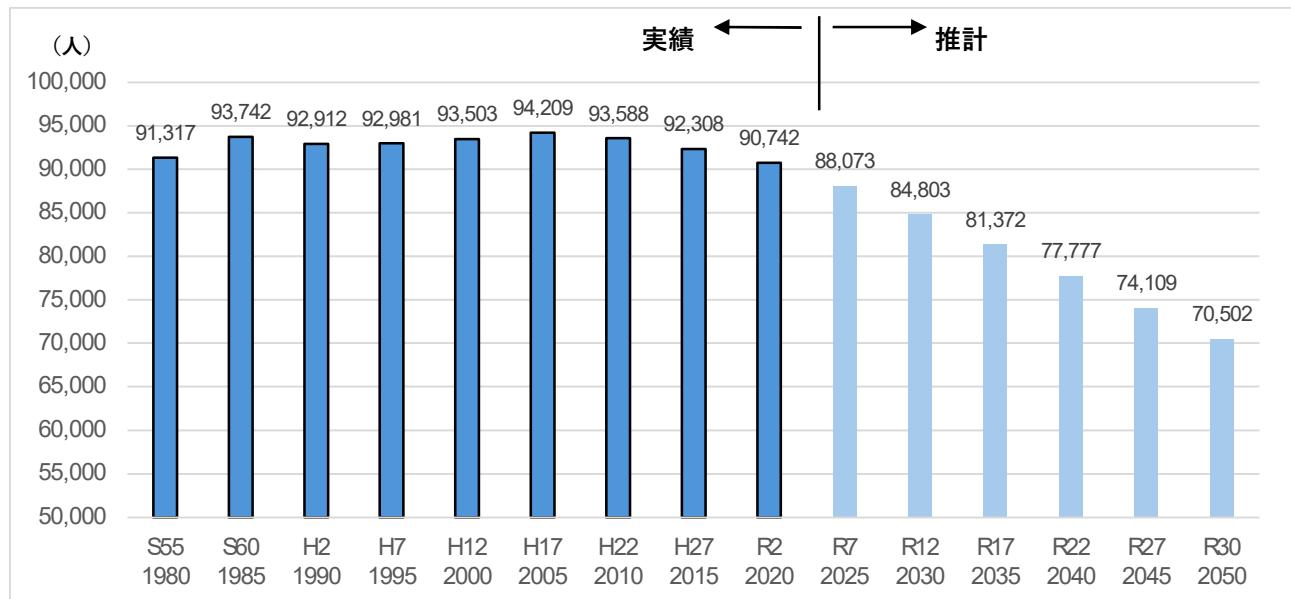
【年齢階級別人口・令和 2 年】



資料：国勢調査

平成 27 年（2015 年）の人口は 9.2 万人で、平成 17 年（2005 年）の 9.4 万人をピークに減少傾向にあります。

#### 【人口の実績値と目標（推計値）】

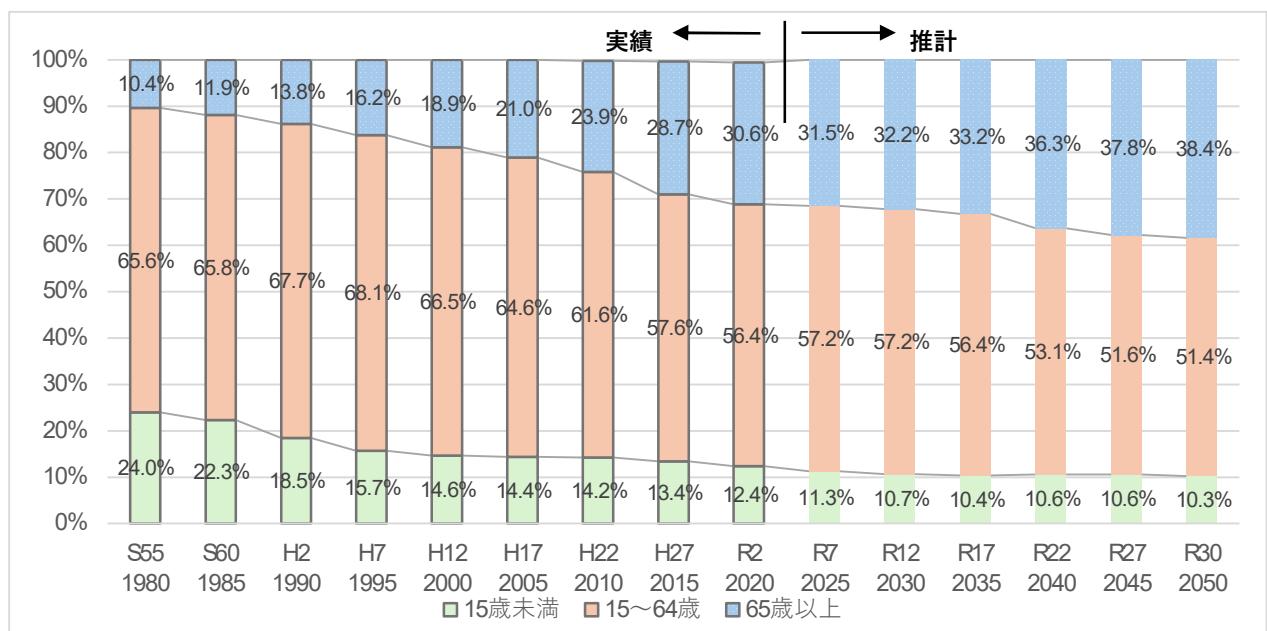


資料：国勢調査

資料：住民基本台帳人口、推計値は「コーホート変化率法」による。

年齢 3 区別別の人口割合では、平成 27 年（2015 年）時に高齢者人口（65 歳以上）が 28.7% を占め、年少人口（14 歳以下）の 13.4% の 2 倍以上となっています。今後の人口推計でも、高齢者人口は 30% を超え、年少人口は同割合で推移するものと考えられます。

#### 【年齢 3 区別別 人口割合の実績値と目標値（推計値）】



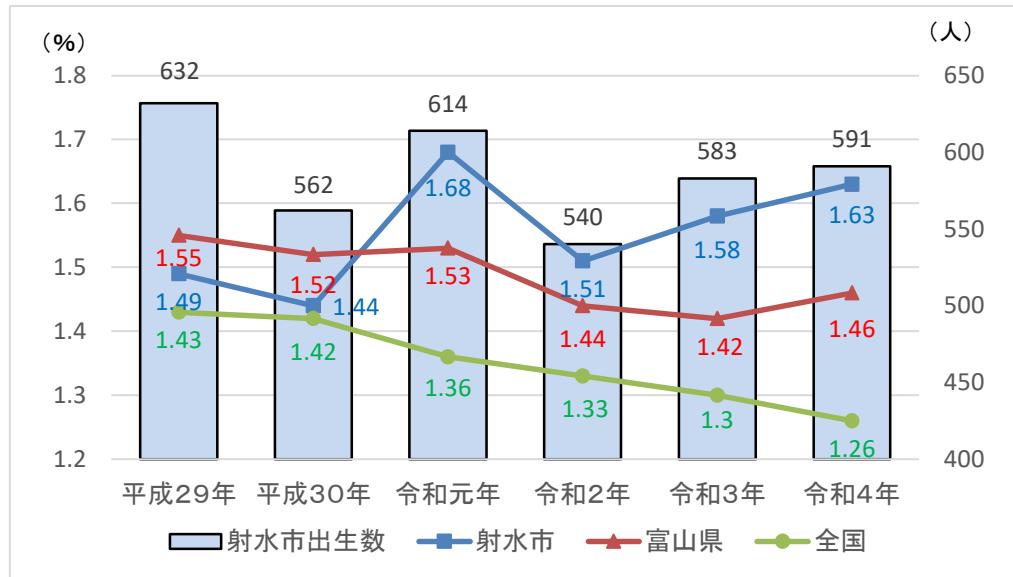
資料：国勢調査

## (2) 出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、令和4年で1.63となっており、令和元年以降、国や県を上回って推移しています。

過去5年間の平均値で比較すると、本市(1.63)は、富山県(1.46)や全国(1.26)よりも高くなっています。

【合計特殊出生率の推移】

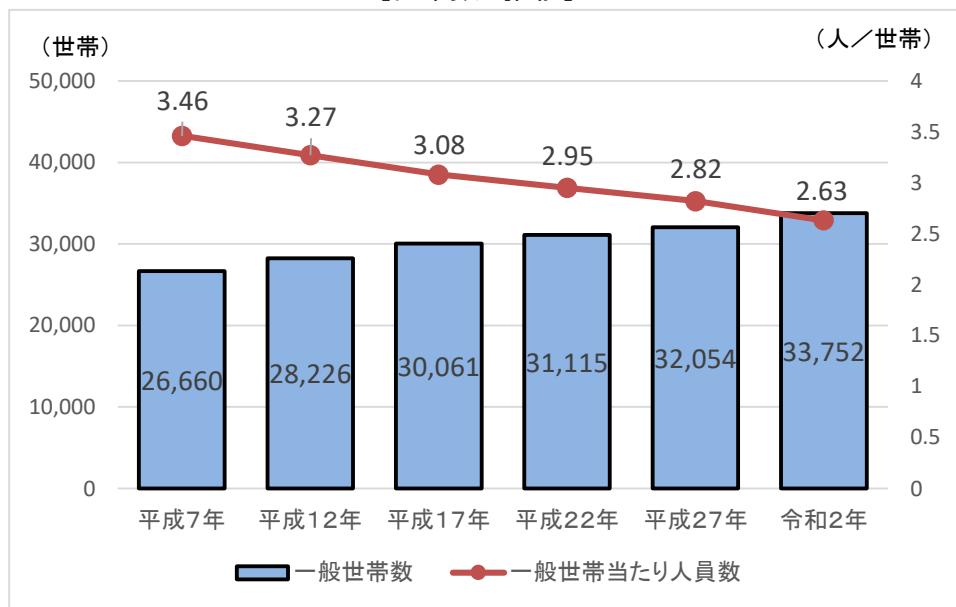


資料：富山県「人口移動統計」「人口動態統計」より作成

### (3) 世帯の状況

本市の一般世帯数は年々増加しており、令和2年には33,752世帯となっています。しかしながら、世帯当たりの人員数は、核家族化等の影響により減少しており、令和2年には2.63人となっています。

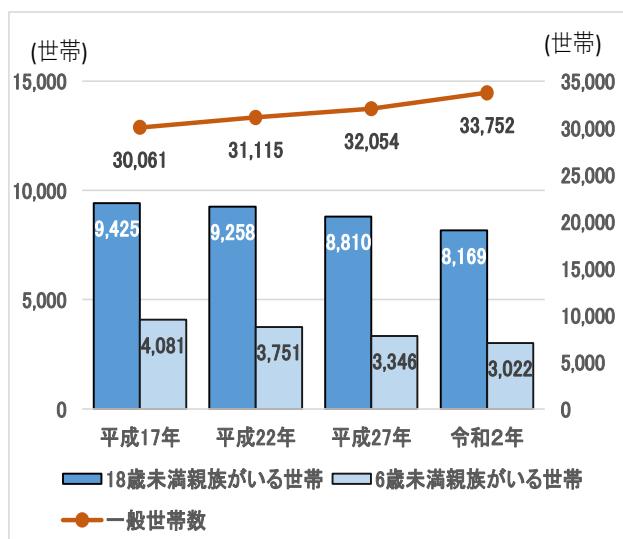
【世帯数の推移】



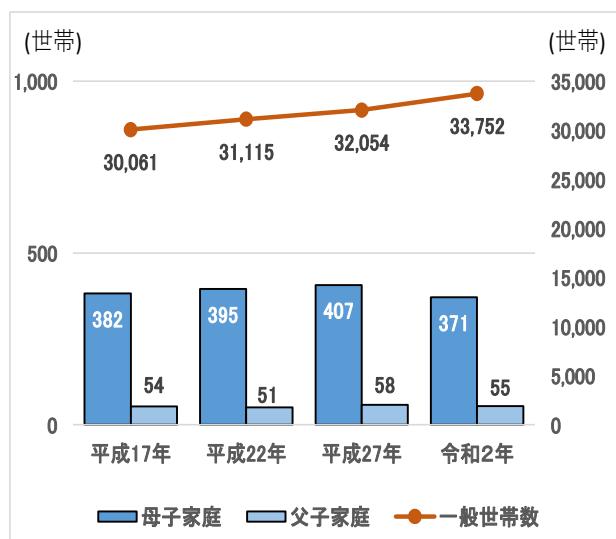
資料：射水市統計

本市の子育て世帯数（18歳未満の親族がいる世帯の数）は減少傾向にあり、令和2年には8,169世帯となっています。ひとり親世帯数はやや減少し、令和2年には426世帯となっています。

【子育て世帯の推移】



【ひとり親世帯の推移】



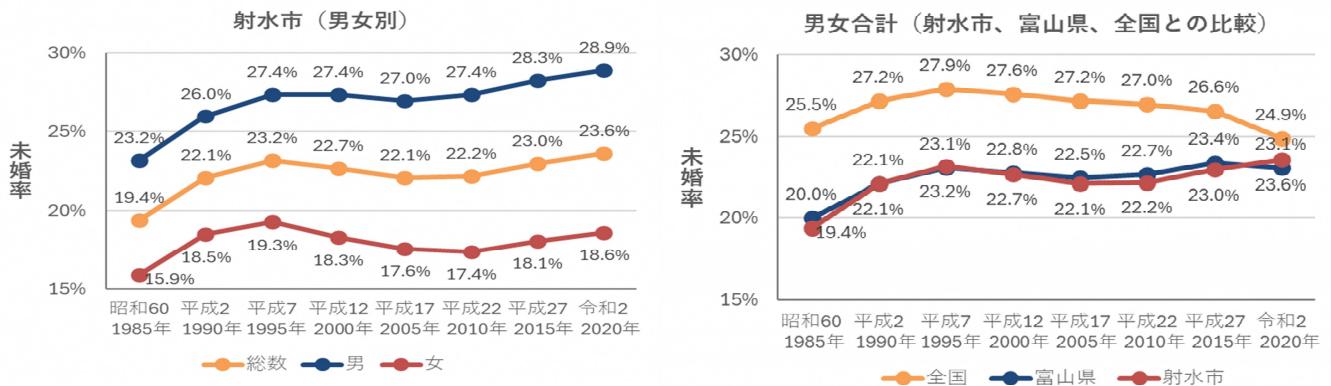
資料：国勢調査

## (4) 未婚化・晩婚化の状況

### ①未婚率

本市の未婚率（15歳以上の人⼝に占める15歳以上の未婚者数の割合）は、平成27（2015）年で男性が28.3%、⼥性が18.1%であり、富⼭県とほぼ同等で全国より低くなっています。

推移をみると、近年は上昇傾向にあり、全国との差を徐々に縮めています。

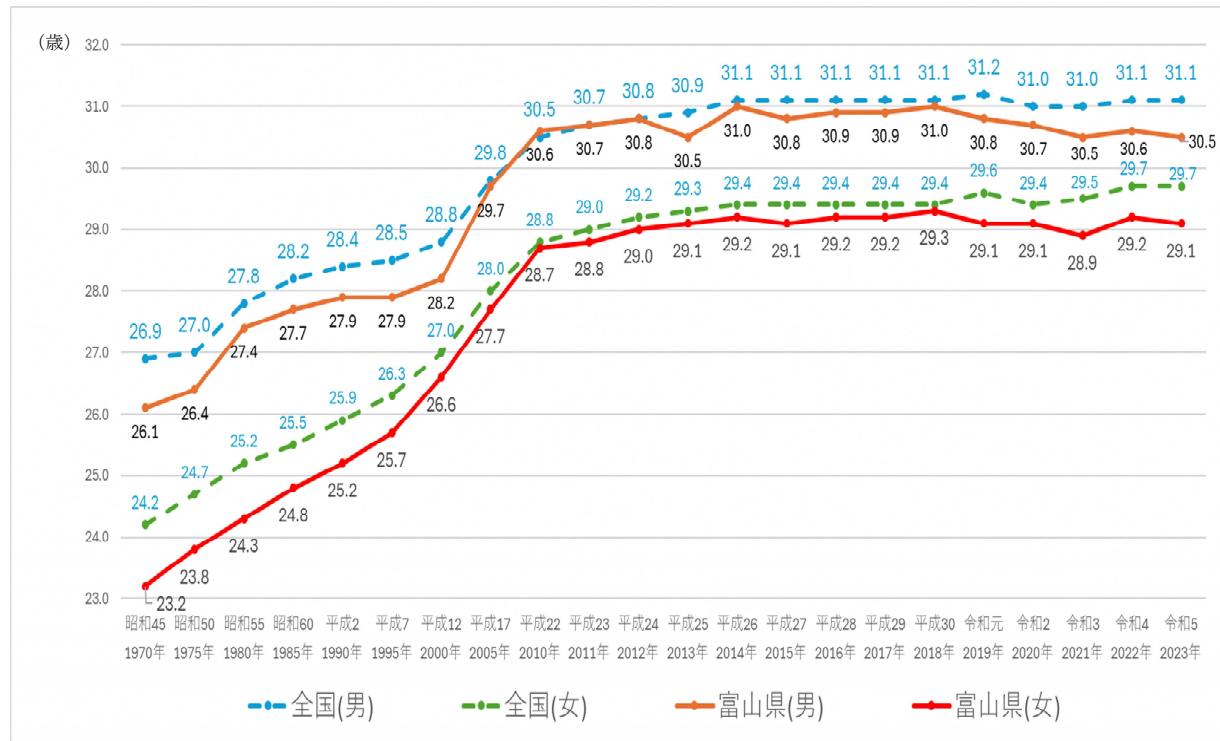


資料：国勢調査

\*未婚率 = 15歳以上の未婚者数 ÷ 15歳以上総人口

### ②平均初婚年齢

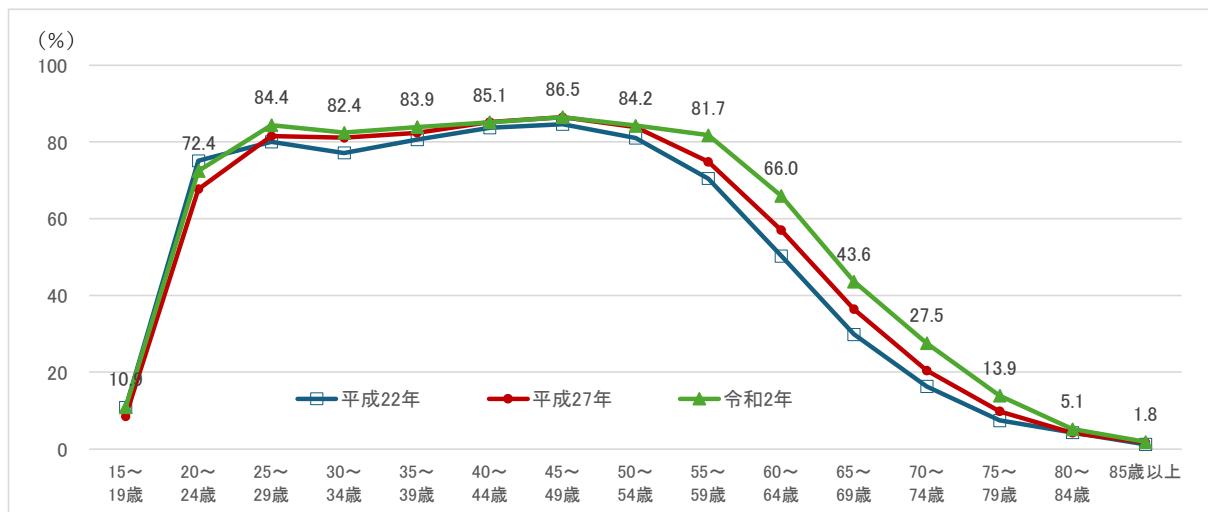
人口動態調査に基づく全国及び富⼭県の平均初婚年齢をみると、男女ともに高年齢化しています。本市においても、富⼭県とほぼ同様の傾向にあるものと推察されます。



## (5) 女性の就労等の状況

本市の女性の労働力率をみると、平成22年には、子育て期にあたる30～34歳を中心に割合が低くなってしまっており、いわゆるM字カーブを描いていましたが、平成27年、令和2年と徐々にM字の谷の部分が浅くなってきており、子育て期でも働く女性が増加していることがうかがえます。

【女性の労働力率の状況】



資料：国勢調査

## (6) 保育園・幼稚園等の状況

児童の人口は減少傾向にあり、保育園の園児数も、やや減少傾向で推移しており、令和5年には2,714人となっています。一方、幼稚園の園児数も同様に減少傾向にあり、令和5年で市内191人、市外91人となっています。

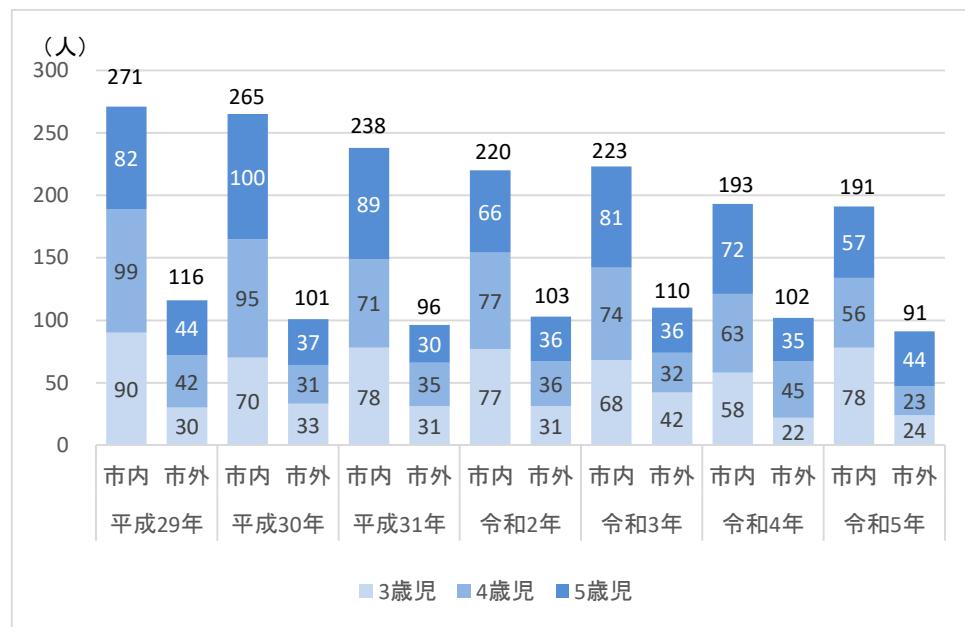
【保育園の園児数の推移】



資料：子育て支援課（各年4月1日）

※認定こども園（保育園部）及び事業所内保育施設含む。

【幼稚園の園児数の推移】



資料：子育て支援課（各年5月1日）

※認定こども園（幼稚園部）含む。

## (7) 国の子どもの貧困率等の状況

令和3年の貧困線は108万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%となっています。

「子どもの貧困率」（17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合）は11.5%となっており、平成27年以降減少傾向にあります。

また、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、貧困率は10.6%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では44.5%、「大人が二人以上」の世帯員では8.6%となっています。

	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30	R3
相対的貧困率 (%)	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6	15.7	15.4
子どもの貧困率	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯 (%)	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	13.1	10.6
大人が一人 (%)	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.3	44.5
大人が二人 (%)	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6
等価可処分所得の中央値 (万円)	270	289	297	274	260	254	250	244	245	248	254
貧困線 (万円)	135	144	149	137	130	127	125	122	122	124	108

※1) 貧困率は、O E C D（経済協力開発機構）の作成基準に基づいて算出している。

- 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
- 4) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 5) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
- 6) 平成30年の「新基準」は、O E C Dの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
- 7) 令和3年からは、新基準の数値である。

資料：厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の結果」

## (8) 生活保護世帯の状況

生活保護制度は、生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とした制度です。

なお、国は、「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、「生活保護世帯の子ども」等について、「支援を要する緊急度の高い子ども」として優先的に施策を講じるよう配慮する必要があると示しています。

### 【生活保護率】

(単位：‰)

	射水市	富山県	全国
平成30年度	1.7	3.4	16.6
令和元年度	1.8	3.6	16.4
令和2年度	1.7	3.7	16.3
令和3年度	1.7	3.9	16.2
令和4年度	1.8	4.1	16.2

資料：福祉行政報告例

## (9) 子どもの人数、児童扶養手当の受給者及び母子・父子世帯の状況

児童扶養手当とは、父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

なお、国は、「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、「ひとり親家庭の子ども」等について、「支援を要する緊急度の高い子ども」として優先的に施策を講じるよう配慮する必要があると示しています。

### 【子どもの人数、児童扶養手当受給者数の推移の状況（各年度4月1日現在）】

	(単位：人)					
	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
児童扶養手当受給者数	473	462	454	436	421	427
児童扶養手当受給対象児童数（A）	694	691	688	669	643	648
子どもの数（0歳～18歳以下）（B）	15,625	15,368	15,022	14,781	14,560	14,215
子どもの数に占める児童扶養手当受給対象児童数の割合 A／B	4.4%	4.5%	4.6%	4.5%	4.4%	4.6%

資料：福祉行政報告例等

母子世帯の状況をみると、離婚により母子世帯となった割合が90%弱で推移しています。

### 【母子世帯の状況（各年度4月1日現在の児童扶養手当受給者（母））】

	(単位：%)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
離婚	88.1	88.4	87.2	86.2	85.8	86.4
死別	0.2	0.2	0.2	0.4	0	0.7
未婚	8.7	8.6	8.8	9.4	10.1	9.7
障害	0.4	0.4	0.7	0.5	0.5	0.5
遺棄	0	0	0.2	0.5	0.2	0.5
その他	2.6	2.4	2.9	3.0	3.4	2.2
合計	100	100	100	100	100	100

資料：福祉行政報告例

### 【父子世帯の状況（各年度4月1日現在の児童扶養手当受給者（父））】

	(単位：%)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
離婚	84.2	81.0	100.0	100.0	95.0	100.0
死別	15.8	19.0	0.0	0.0	5.0	0.0
合計	100	100	100	100	100	100

資料：福祉行政報告例

## 2 子ども・子育て支援事業計画の評価

第二期射水市子ども・子育て支援事業計画における指標について、下表のとおり評価を行いました。

### 【評価基準】

基準値(平成30年度)と現状値(令和5年度)を比較して、前進しているものを「◎」、前進していないもの(現状維持又は微減のもの)を「○」、後退しているものを「△」として評価しました。

### 1 子どもの権利保護の推進

#### (1) 子どもの権利の啓発及び確保への支援

指標名	単位	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)	評価
子どもの権利について知っている、聞いたことがある子どもの割合	%	51.5	52.6	80.0	◎
学校が楽しい、どちらかというと楽しい子どもの割合	%	92.1	90.8	95.0	△
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	%	(小)87.5 (中)86.8	(小)87.7 (中)87.8	(小)100 (中)100	(小)◎ (中)◎
不安や悩みがあるとき相談できる人がいる子どもの割合	%	81.4	80.7	90.0	○
子ども食堂開設数 (補助金交付件数)	か所 (件)	1(1)	2(2)	2(2)	◎

### 2 幼児教育・保育環境の整備

#### (1) 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応

指標名	単位	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)	評価
延長保育実施園数	園	23	26	26	◎
一時預かり実施園数	園	13	15	13	◎
休日保育実施園数	園	9	9	10	○
病児・病後児保育実施園数	園	1	1	1	○
地域型保育施設数	園	1	2	1	◎

### 3 保護者への支援体制の整備

#### (1) 子育て支援サービス等の充実

指標名	単位	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)	評価
子育て支援センター延べ利用人数	万人	5.0	3.0	5.5	△
子育て支援アプリ ダウンロード累計数	件	729	1,741	1,900	◎
子育てガイド ①発行部数 ②配布箇所数	部 箇所	①7,000 ②151	①6,000 ②150	①7,000 ②220	①△ ②○
赤ちゃんの駅 設置箇所数	箇所	37	38	45	◎

#### (2) 放課後の居場所づくり

指標名	単位	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)	評価
放課後児童クラブ ①開設小学校区数 ②クラブ数	箇所	①13 ②21	①13 ②23	①15 ②24	①○ ②◎
① 放課後子ども教室実施箇所数 ② 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型及び連携か所数(うち、一体型箇所数)	箇所	①15 ②13 (12)	①15 ②13 (12)	①15 ②15 (15)	①○ ②○
放課後子ども教室・土曜学習推進事業 児童参加率	%	18.1	16.1	20.0	△
児童館(室)延べ利用人数	万人	8.1	6.7	11.8	△
さんさん広場実施箇所数	箇所	6	9	8	◎

#### (3) 家庭や地域の教育力の向上

指標名	単位	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)	評価
いみず親学びスクール参加者数	人	93	120	150	◎
子育て井戸端会議保護者参加率	%	95.9	61.2	100	△
地域組織活動の支援 ①児童クラブ(小学生)の加入率 ②地域行事に参加したことがない子どもの割合	%	①94.7 ②18.2	①84.9 ②41.6	①96.0 ②10.0	①△ ②△
子育て支援隊登録団体数	団体	37	31	37	△

#### 4 支援が必要な子ども・家庭への支援

##### (1) 学校教育を軸とした学力保障

指標名	単位	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)	評価
学習サポーターの継続的な配置	人	40	39	40	○

##### (2) ひとり親家庭等への自立支援

指標名	単位	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)	評価
学習支援ボランティア事業 実施箇所数	箇所	1	3	2	◎

##### (3) 障がいのある子への支援

指標名	単位	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)	評価
児童発達支援延べ利用回数	回	4,438	3,828	4,960	△
保育所等訪問支援延べ利用回数	回	0	0	10	○
放課後等デイサービス延べ利用回	回	13,124	23,411	19,200	◎

#### 5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

#### 6 親と子の健康づくりの充実

##### (1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

指標名	単位	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)	評価
母子総合相談室を知っている保護者の割合	%	—	90.4	65.0	◎
妊娠 11 週以下の妊娠届出率	%	94.1	93.1	100	○
妊娠届出時の母の喫煙率	%	0.77	0.61	0	◎
父(パートナー)が育児に参加する割合	%	89.5	94.6	100	◎

## (2) 乳幼児の健康づくり

指標名	単位	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)	評価
子ども発達相談室を知っている保護者の割合	%	—	75.9	65.0	◎
子育てに困ったときに対応できる親の割合	%	83.1	86.5	90.0	◎
乳幼児健康診査受診率 ①1歳6か月児 ②3歳6か月児	%	①99.2 ②99.2	① 99.5 ② 98.7	①100 ②100	①◎ ②○
毎日朝食を食べると回答する幼児の割合	%	94.0	95.1	100	◎
生後4か月までの全戸訪問 訪問率	%	93.6	98.7	100	◎
① 母乳で育てる人の割合 ② 子育てが楽しいと回答する率	%	① 62.2 ② 97.8	① 51.6 ② 98.1	①68.0 ②100	①△ ②◎
むし歯のない子どもの割合(3歳児)	%	90.1	92.6	90.0	◎

## 7 仕事と子育ての両立支援

### (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

指標名	単位	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)	評価
ワーク・ライフ・バランスに関する周知回数	回	2	2	8	○
女性の育児休業制度取得率	%	96.9	90.9	100	△
一般事業主行動計画の策定率	%	76.0	79.6	80.0	◎

## 第三章 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

#### こども育み 未来いろどる こどもまんなか いみず

こども基本法の理念やこども大綱に沿った「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととし、すべてのこども・若者が、個人として等しく健やかに成長することができ、大人や地域に支えられ、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現を目指します。

#### こども育み

すべてのこどもは、みんなに大切に育てられながら、自分らしく健やかに成長することができ、また、子育てを地域で支え合い、安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

#### 未来いろどる

こども一人ひとりの個性や多様性が尊重され、夢や希望をかなえることができるよう、生きる力を育み、学びを充実し、何にでもチャレンジできる環境づくりを推進します。

また、若者が将来に見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産、子育てを望んだ場合、その希望がかなえられるような社会の形成を推進します。

#### こどもまんなか いみず

こども・若者・子育て当事者の生活がウェルビーイングなものとなるよう、県や企業、関係機関等と連携し、こどもの健やかな成長と子育てを支援する気運を醸成し、「子育てるなら射水市」をさらに実感することができる環境づくりを推進します。

## 《6つの基本方針》

国の「こども大綱」の基本方針を踏まえ、以下6つの基本方針を掲げ、「こどもまんなか　いみず」の実現に向けた取組を推進します。

### 1 すべてのこどもが幸せに暮らすことができる環境づくり

子どもの権利について、大人や地域へ広く周知を行うとともに、子どもの意見表明の機会の確保及び聴き取った意見のこども施策への反映や評価、フィードバックする仕組みを構築します。また、こども・若者の個性や多様性が尊重され、尊厳が重んじられ、性別的な役割分担や特定の価値観等を押し付けられることなく、個性を伸ばしながら、幸せに暮らすことができるよう地域全体の気運の醸成を図ります。

### 2 次世代を担う若者への支援

若者が将来を見通し、仕事におけるキャリアと結婚、出産などのライフイベントの双方に希望が持て、さらにはプライベートと仕事の両立もかなう環境づくりが、若者の生活基盤の安定を図り、ひいては将来にわたる少子化の克服や貧困の解消につながるものと考えます。そのためにも若者が自らの選択により、結婚、妊娠・出産、子育てを望んだ場合は、それぞれの希望に応じた支援が受けられるよう施策の充実を図ります。

### 3 子育て世帯への様々な支援

子育ての不安や悩みを抱え込まないよう適切に支援を行い、安心して子育てできる環境づくりを推進します。また、特に困難を抱えるこどもや家族を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

### 4 地域で支える子育て支援

地域の一人ひとりが、子どもの健やかな成長を温かく見守り、また、地域のみんなで子育て世帯を支える取組を各種関係団体等と連携・協力して推進します。

### 5 こども・子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援

こどもへの支援については、18歳といった特定の年齢で必要な支援が途切れることがないよう、乳幼児期から学童期、思春期、青年期を経て大人へと成長していく中、自分らしく生活を送るこ

とができるよう、ライフステージに応じて必要な支援を切れ目なく行なっていきます。

また、子育て当事者においても、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、ゆとりをもってこどもに向き合い、安心して子育てができるよう支援します。

## 6 仕事と子育ての両立支援

多様な働き方や子育てを応援する企業等の取組を支援し、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。また、保護者の希望に対応し、こどものより良い成長につながるよう、保育・幼児教育等のサービス充実を図ります。

## 2 施策体系

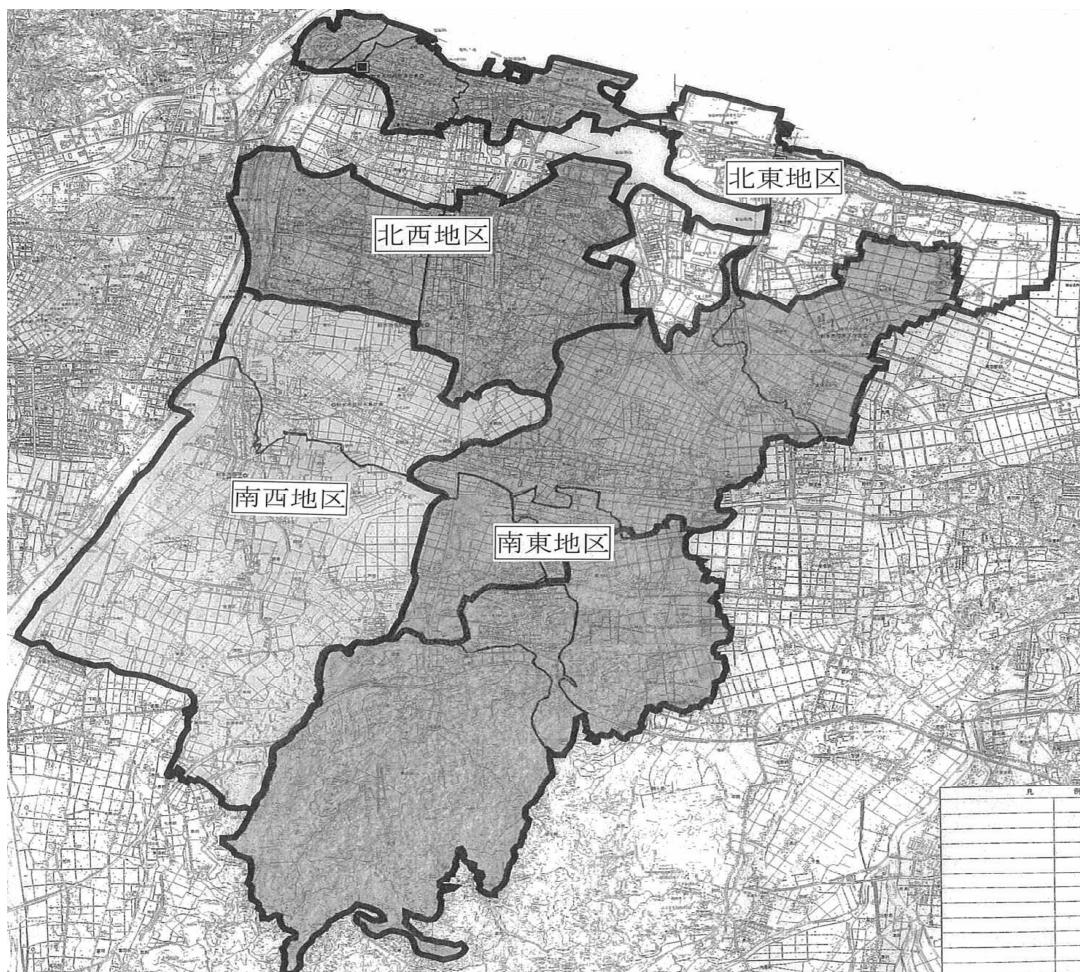
基本目標	基本施策
1 子どもの権利保護の推進	(1) 子どもの権利啓発及び確保に向けた取組 (2) 学校教育を軸とした学力保障 (3) 子どもの成長と子育てを支える気運の醸成
2 若者・子育て世代から選ばれる環境づくり	(1) 安心して生活できる環境づくり (2) 男女の出会い、婚活支援の取組
3 子育て世帯への支援体制の整備	(1) 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応 (2) 良好な幼児教育・保育環境の整備 (3) 地域子育て支援等の充実 (4) 多様な居場所づくりの推進 (5) 家庭・地域の教育力の向上 (6) 子育て世帯の経済的負担の軽減
4 困難を抱える子育て家庭への支援	(1) 生活困窮家庭等への支援 (2) 障がいのある子どもへの支援 (3) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
5 親子の健康づくりの充実	(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり (2) 乳幼児の健康づくり (3) 小児医療の充実
6 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 子育て世代を応援する官民連携の取組

## 第四章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### 1 教育・保育提供区域

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、国は、『地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、幼児教育、保育提供区域内での需給計画を立てること』としています。

本市では、「北西地区」、「北東地区」、「南西地区」、「南東地区」の4つの教育・保育提供区域を設定し、地域の実情に応じたサービスを提供していきます。



区域	中学校区	人数（令和6年1月1日現在）		
		0～5歳児	6～11歳児	地区計
北西地区	新湊、新湊南部	592	822	1,414
北東地区	射北	443	594	1,037
南西地区	大門	1,028	1,261	2,289
南東地区	小杉、小杉南	1,709	1,914	3,623
計		3,772	4,591	8,363

## 2 量の見込みと確保の内容

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和6年3月に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向を踏まえ、目標事業量を設定しています。また、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、必要となる量の見込みに対する確保の内容を設定しています。

### (1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

#### ● 確保の内容の考え方

確保の内容については、利用定員数等で定めています。また、利用定員については、毎年度各園の利用実態を踏まえて検証し、必要に応じて見直し、提供体制の確保に努めています。

#### ● 認定区分と提供施設

区分	対象	該当する施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園での教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要性」がある子ども	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要性」がある子ども	保育園・認定こども園・地域型保育事業※

※利用定員20名未満の小規模保育事業や事業所の従業員の子どもや地域の保育を必要とする子どもを預かる事業所内保育事業などの市町村の認可を受けて実施できる事業

#### ● 本市の教育・保育施設数と定員数（令和6年度時点）

施設の種類	施設数（か所）	定員数（人）
幼稚園	1	50
保育園	16	1,990
認定こども園	11	1,470
事業所内保育施設	2	70（うち、地域枠13）
企業主導型保育施設	2	61（うち、地域枠20）

① 1号認定・2号認定（3～5歳、教育ニーズあり）

【提供体制及び確保方策の考え方】

令和7年度から令和11年度にかけては、児童人口の減少とともに量の見込みも減少傾向にあり、現在の提供体制で確保できる見込みです。なお、確保の内容については今後の利用状況等を踏まえ、見直すことがあります。

「教育のニーズあり」は、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものです。

(単位：人)

全体		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号	147	144	140	137	133
	2号（教育のニーズあり）	44	43	42	41	40
	A 合計	191	187	182	178	173
確保の内容	幼稚園	5	5	5	5	5
	認定こども園	762	762	762	762	762
	B 合計	767	767	767	767	767
B - A		576	580	585	589	594

<区域別>

北西		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号	42	40	38	37	35
	2号（教育のニーズあり）	9	9	9	8	8
	A 合計	51	49	47	45	43
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	136	136	136	136	136
	B 合計	136	136	136	136	136
B - A		85	87	89	91	93

北東		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1 号	11	10	10	9	9
	2 号（教育のニーズあり）	11	10	10	10	9
	A 合計	22	20	20	19	18
確保の内容	幼稚園	5	5	5	5	5
	認定こども園	47	47	47	47	47
	B 合計	52	52	52	52	52
B - A		30	32	32	33	34

南西		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1 号	38	38	37	37	36
	2 号（教育のニーズあり）	0	0	0	0	0
	A 合計	38	38	37	37	36
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	43	43	43	43	43
	B 合計	43	43	43	43	43
B - A		5	5	6	6	7

南東		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1 号	56	56	55	54	53
	2 号（教育のニーズあり）	24	24	23	23	23
	A 合計	80	80	78	77	76
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	536	536	536	536	536
	B 合計	536	536	536	536	536
B - A		456	456	458	459	460

② 2号認定（3～5歳、教育ニーズなし）

【提供体制及び確保方策の考え方】

令和7年度から令和11年度にかけては、児童人口の減少とともに量の見込みも減少傾向にあり、現在の提供体制で確保できる見込みです。

(単位：人)

全体		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	2号	1,699	1,664	1,629	1,593	1,558
	A 合計	1,699	1,664	1,629	1,593	1,558
確保 の内 容	保育園	1,126	1,126	1,126	1,126	1,126
	認定こども園	716	716	716	716	716
	企業主導型保育	8	8	8	8	8
	B 合計	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
B - A		151	186	221	257	292

<区域別>

北西		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	2号	250	241	230	219	210
	A 合計	250	241	230	219	210
確保 の内 容	保育園	142	142	142	142	142
	認定こども園	152	152	152	152	152
	企業主導型保育	0	0	0	0	0
	B 合計	294	294	294	294	294
B - A		44	53	64	75	84

北東		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	2号	208	198	190	181	171
	A 合計	208	198	190	181	171
確保 の内 容	保育園	143	143	143	143	143
	認定こども園	71	71	71	71	71
	企業主導型保育	0	0	0	0	0
	B 合計	214	214	214	214	214
B - A		6	16	24	33	43

南西		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	2号	485	478	472	466	461
	A 合計	485	478	472	466	461
確保 の内 容	保育園	526	526	526	526	526
	認定こども園	25	25	25	25	25
	企業主導型保育	0	0	0	0	0
	B 合計	551	551	551	551	551
B - A		66	73	79	85	90

南東		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	2号	756	747	737	726	717
	A 合計	756	747	737	726	717
確保 の内 容	保育園	315	315	315	315	315
	認定こども園	468	468	468	468	468
	企業主導型保育	8	8	8	8	8
	B 合計	791	791	791	791	791
B - A		35	44	54	65	80

### (3) 3号認定（0歳）

#### 【提供体制及び確保方策の考え方】

令和7年度から令和11年度にかけては、児童人口の減少とともに量の見込みも減少傾向にあり、現在の提供体制で確保できる見込みです。

(単位：人)

全体			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	0歳	169	163	157	152	145
	A 合計		169	163	157	152	145
確保 の内 容	保育園		150	150	150	150	150
	認定こども園		62	62	62	62	62
	事業所内保育		2	2	2	2	2
	企業主導型保育		6	6	6	6	6
	B 合計		220	220	220	220	220
B - A			51	57	63	68	75

#### <区域別>

北西			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	0歳	21	21	19	18	17
	A 合計		21	21	19	18	17
確保 の内 容	保育園		30	30	30	30	30
	認定こども園		15	15	15	15	15
	事業所内保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		45	45	45	45	45
B - A			24	24	26	27	28

北東			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	0歳	22	22	21	20	18
	A 合計		22	22	21	20	18
確保 の内 容	保育園		19	19	19	19	19
	認定こども園		7	7	7	7	7
	事業所内保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		26	26	26	26	26
B - A			4	4	5	6	8

南西			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	0歳	46	43	42	40	39
	A 合計		46	43	42	40	39
確保 の内 容	保育園		61	61	61	61	61
	認定こども園		0	0	0	0	0
	事業所内保育		1	1	1	1	1
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		62	62	62	62	62
B - A			16	19	20	22	23

南東			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	0歳	80	77	75	74	71
	A 合計		80	77	75	74	71
確保 の内 容	保育園		40	40	40	40	40
	認定こども園		40	40	40	40	40
	事業所内保育		1	1	1	1	1
	企業主導型保育		6	6	6	6	6
	B 合計		87	87	87	87	87
B - A			7	10	12	13	16

#### ④ 3号認定（1歳）

##### 【提供体制及び確保方策の考え方】

令和7年度から令和11年度にかけては、児童人口の減少とともに量の見込みも減少傾向にあり、現在の提供体制で確保できる見込みです。

(単位：人)

全体			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	1歳	411	400	391	381	372
	A 合計		411	400	391	381	372
確保 の内 容	保育園		290	290	290	290	290
	認定こども園		191	191	191	191	191
	事業所内保育		6	6	6	6	6
	企業主導型保育		3	3	3	3	3
	B 合計		490	490	490	490	490
B - A			79	90	99	109	118

##### <区域別>

北西			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	1歳	51	47	44	40	37
	A 合計		51	47	44	40	37
確保 の内 容	保育園		43	43	43	43	43
	認定こども園		34	34	34	34	34
	事業所内保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		77	77	77	77	77
B - A			26	30	33	37	40

北東			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	1歳	41	40	39	38	37
	A 合計		41	40	39	38	37
確保 の内 容	保育園		37	37	37	37	37
	認定こども園		12	12	12	12	12
	事業所内保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		49	49	49	49	49
B - A			8	9	10	11	12

南西			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	1歳	110	105	101	97	93
	A 合計		110	105	101	97	93
確保 の内 容	保育園		125	125	125	125	125
	認定こども園		15	15	15	15	15
	事業所内保育		3	3	3	3	3
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		143	143	143	143	143
B - A			33	38	42	46	50

南東			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	1歳	209	208	207	206	205
	A 合計		209	208	207	206	205
確保 の内 容	保育園		85	85	85	85	85
	認定こども園		130	130	130	130	130
	事業所内保育		3	3	3	3	3
	企業主導型保育		3	3	3	3	3
	B 合計		221	221	221	221	221
B - A			12	13	14	15	16

## (5) 3号認定（2歳）

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

令和7年度から令和11年度にかけては、児童人口の減少とともに量の見込みも減少傾向にあり、現在の提供体制で確保できる見込みです。

(単位：人)

全体			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	2歳	544	532	518	507	493
	A 合計		544	532	518	507	493
確保 の内 容	保育園		362	362	362	362	362
	認定こども園		210	210	210	210	210
	事業所内保育		5	5	5	5	5
	企業主導型保育		3	3	3	3	3
	B 合計		580	580	580	580	580
B - A			36	48	62	73	87

### <区域別>

北西			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	2歳	82	81	78	76	74
	A 合計		82	81	78	76	74
確保 の内 容	保育園		57	57	57	57	57
	認定こども園		40	40	40	40	40
	事業所内保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		97	97	97	97	97
B - A			15	16	19	21	23

北東			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	2歳	67	64	60	57	53
	A 合計		67	64	60	57	53
確保 の内 容	保育園		51	51	51	51	51
	認定こども園		17	17	17	17	17
	事業所内保育		0	0	0	0	0
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		68	68	68	68	68
B - A			1	4	8	11	15

南西			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	2歳	148	143	139	136	131
	A 合計		148	143	139	136	131
確保 の内 容	保育園		153	153	153	153	153
	認定こども園		17	17	17	17	17
	事業所内保育		1	1	1	1	1
	企業主導型保育		0	0	0	0	0
	B 合計		171	171	171	171	171
B - A			23	28	32	35	40

南東			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見量 込み	3号	2歳	247	244	241	238	235
	A 合計		247	244	241	238	235
確保 の内 容	保育園		106	106	106	106	106
	認定こども園		136	136	136	136	136
	事業所内保育		4	4	4	4	4
	企業主導型保育		3	3	3	3	3
	B 合計		249	249	249	249	249
B - A			2	5	8	11	14

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### ●本市における実施事業一覧（令和5年度時点）

		実施か所数	令和5年度実績
① 時間外保育事業（延長保育）		26	651人
② 放課後児童健全育成事業		23	940人
③ 子育て短期支援事業		3（市外施設を含む）	25人
④ 地域子育て支援拠点事業		9	29,937人（延）
⑤一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	幼稚園 6か所（市内）	1,526人（延）
	その他の一時預かり (未就学児)	保育園 8か所（市内）	3,253人（延）
		その他 2か所（市内）	
		ファミリー・サポート・センター事業 (未就学児のみ)	
⑥ 病児・病後児保育事業		1か所	56人（延）
⑦ ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ)		1か所	257人（延）
⑧ 妊婦一般健康診査事業		－	6,184人（延）
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業		－	521人
⑩ 養育支援訪問事業		－	－
⑪ 利用者支援（子育て支援課窓口）		1か所	1か所
⑫ 妊婦等包括支援事業		－	－
⑬ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		－	－
⑭ 産後ケア事業		6か所	36人
⑮ 実費徴収に係る補足給付事業		－	－
⑯ 多様な事業者の参入促進・能力 活用事業		－	－

※⑤一時預かり事業の実施か所数には、認定こども園（幼稚園部及び保育園部）を含めます。

## ① 時間外保育事業（延長保育）

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用実績数をもとに設定しています。全ての希望者が利用できるよう提供体制を確保します。

(単位：人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	660	660	660	660	660
B 確保の内容	660	660	660	660	660
B－A	0	0	0	0	0

<区域別>

北西	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	96	96	96	96	96
B 確保の内容	96	96	96	96	96
B－A	0	0	0	0	0

北東	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	62	62	62	62	62
B 確保の内容	62	62	62	62	62
B－A	0	0	0	0	0

南西	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	200	200	200	200	200
B 確保の内容	200	200	200	200	200
B－A	0	0	0	0	0

南東	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	302	302	302	302	302
B 確保の内容	302	302	302	302	302
B－A	0	0	0	0	0

## ② 放課後児童健全育成事業

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

確保の内容については、国の示す「専用区画面積」をもとに設定しています。量の見込みが確保の内容を上回るクラブについては、経過措置を適用し運営の継続を図ることとします。

確保の内容：専用区画面積における児童一人当たりの面積 1.65 m<sup>2</sup>（経過措置 1.11 m<sup>2</sup>）

小杉小学校については、令和 11 年度に量の見込みが確保の内容を上回るため、放課後児童クラブやさんさん広場の新設等による提供体制の拡充を検討します。

塚原小学校、下村小学校については、放課後児童クラブは未設置ですが、地域の実情に応じ、開設について検討します。

(単位：人)

全体	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	1,028	1,008	956	940	923
1 年生	337	340	306	325	312
2 年生	331	307	309	276	295
3 年生	258	258	242	247	216
4 年生	72	71	68	63	72
5 年生	26	28	27	26	25
6 年生	4	4	4	3	3
B 確保の内容	1,233	1,233	1,209	1,209	1,209
B - A	205	225	253	269	286

### <小学校区域別>

新湊放生津小学校	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	60	55	47	46	40
1 年生	20	22	12	19	13
2 年生	23	19	21	11	18
3 年生	13	10	11	12	5
4 年生	3	3	2	3	3
5 年生	1	1	1	1	1
6 年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	82	82	58	58	58
B - A	22	27	11	12	18

作道小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	87	82	77	68	68
	1年生	30	22	26	20
	2年生	32	31	23	27
	3年生	23	27	26	19
	4年生	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0
B 確保の内容	96	96	96	96	96
B - A	9	14	19	28	28

片口小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	46	47	48	50	45
	1年生	16	14	15	16
	2年生	12	16	14	15
	3年生	9	9	12	11
	4年生	5	4	4	5
	5年生	3	2	2	2
	6年生	1	2	1	1
B 確保の内容	93	93	93	93	93
B - A	47	46	45	43	48

堀岡小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	40	40	31	28	28
	1年生	11	11	5	8
	2年生	11	10	10	5
	3年生	13	10	9	9
	4年生	4	8	6	5
	5年生	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0
B 確保の内容	60	60	60	60	60
B - A	20	20	29	32	32

東明小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	40	37	30	29	31
	1年生	11	12	8	11
	2年生	15	10	11	7
	3年生	11	12	8	9
	4年生	2	2	2	1
	5年生	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0
B 確保の内容	58	58	58	58	58
B - A	18	21	28	29	27

塙原小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	-	-	-	-	-
	1年生	-	-	-	-
	2年生	-	-	-	-
	3年生	-	-	-	-
	4年生	-	-	-	-
	5年生	-	-	-	-
	6年生	-	-	-	-
B 確保の内容	-	-	-	-	-
B - A	-	-	-	-	-

※児童室があり、放課後児童クラブは未設置です。放課後児童クラブの開設については、地域の実情を考慮し、検討します。

小杉小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	137	138	144	145	146
	1年生	54	53	53	53
	2年生	34	47	46	46
	3年生	35	25	35	34
	4年生	10	10	7	10
	5年生	4	3	3	2
	6年生	0	0	0	0
B 確保の内容	102(145)	102(145)	102(145)	102(145)	102(145)
B - A	-35(8)	-36(7)	-42(1)	-43(0)	-44(-1)

※量の見込みが確保の内容を上回る場合でも、経過措置（括弧内の数値）を適用することで必要な量を確保しつつ、令和11年度にむけて提供体制の拡充を検討します。

金山小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	30	28	28	22	24
1年生	7	7	9	3	8
2年生	9	6	6	8	3
3年生	8	9	6	6	8
4年生	5	5	6	4	4
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	25(38)	25(38)	25(38)	25(38)	25(38)
B - A	-5(8)	-3(10)	-3(10)	3(16)	1(14)

※量の見込みが確保の内容を上回る場合でも、経過措置（括弧内の数値）を適用することで必要な量を確保できます。

歌の森小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	183	191	182	180	179
1年生	42	57	42	46	48
2年生	49	41	55	41	45
3年生	47	46	39	52	39
4年生	32	31	30	26	34
5年生	10	14	13	13	11
6年生	3	2	3	2	2
B 確保の内容	213	213	213	213	213
B - A	30	22	31	33	34

太閤山小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	91	92	94	102	101
1年生	29	37	36	39	36
2年生	33	28	35	34	37
3年生	27	25	21	27	26
4年生	1	1	1	1	1
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	100(150)	100(150)	100(150)	100(150)	100(150)
B - A	9(59)	8(58)	6(56)	-2(48)	-1(49)

※量の見込みが確保の内容を上回る場合でも、経過措置（括弧内の数値）を適用することで必要な量を確保できます。

中太閤山小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	51	48	51	53	50
	1年生	21	18	26	23
	2年生	18	16	13	19
	3年生	10	12	10	9
	4年生	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0
B 確保の内容	113	113	113	113	113
B - A	62	65	62	60	63

大門小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	133	131	121	116	113
	1年生	49	47	45	45
	2年生	55	42	40	38
	3年生	21	37	28	27
	4年生	7	4	7	5
	5年生	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0
B 確保の内容	173	173	173	173	173
B - A	40	42	52	57	60

下村小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	-	-	-	-	-
	1年生	-	-	-	-
	2年生	-	-	-	-
	3年生	-	-	-	-
	4年生	-	-	-	-
	5年生	-	-	-	-
	6年生	-	-	-	-
B 確保の内容	-	-	-	-	-
B - A	-	-	-	-	-

※児童館があり、放課後児童クラブは未設置です。放課後児童クラブの開設については、地域の実情を考慮し、検討します。

大島小学校	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	130	119	103	101	98
	1年生	47	40	29	42
	2年生	40	41	35	25
	3年生	41	36	37	32
	4年生	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
B 確保の内容	118(148)	118(148)	118(148)	118(148)	118(148)
B - A	-12(18)	-1(29)	15(45)	17(47)	20(50)

※量の見込みが確保の内容を上回る場合でも、経過措置（括弧内の数値）を適用することで必要な量を確保できます。

### ③ 子育て短期支援事業

#### 【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用件数をもとに設定しています。全ての希望者が利用できるよう施設と連携し提供体制を確保します。

(単位：人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	75	75	75	75	75
B 確保の内容	75	75	75	75	75
B - A	0	0	0	0	0

### ④ 地域子育て支援拠点事業

#### 【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用実績をもとに設定しています。確保の内容は、現在の提供体制で十分確保されています。

(単位：人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
B 確保の内容	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
B - A	0	0	0	0	0

### ⑤ 一時預かり事業

#### 【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用実績数及び令和5年度の利用実績をもとに設定しています。全ての希望者が利用できるよう施設と連携し提供体制を確保します。

【幼稚園の預かり保育】

全体	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
B 確保の内容	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
B - A	0	0	0	0	0

(単位：人)

<区域別>

北西	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	655	655	655	655	655
B 確保の内容	655	655	655	655	655
B - A	0	0	0	0	0

北東	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	333	333	333	333	333
B 確保の内容	333	333	333	333	333
B - A	0	0	0	0	0

南西	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252
B 確保の内容	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252
B - A	0	0	0	0	0

南東	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	6,760	6,760	6,760	6,760	6,760
B 確保の内容	6,760	6,760	6,760	6,760	6,760
B - A	0	0	0	0	0

【保育園、ファミリー・サポート・センター等で行う一時預かり】

全体	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
B 確保の内容	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
B - A	0	0	0	0	0

<区域別>

北西	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	1,268	1,268	1,268	1,268	1,268
B 確保の内容	1,268	1,268	1,268	1,268	1,268
B - A	0	0	0	0	0

北東	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	157	157	157	157	157
B 確保の内容	157	157	157	157	157
B - A	0	0	0	0	0

南西	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	803	803	803	803	803
B 確保の内容	803	803	803	803	803
B - A	0	0	0	0	0

南東	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	772	772	772	772	772
B 確保の内容	772	772	772	772	772
B - A	0	0	0	0	0

## ⑥ 病児・病後児保育事業

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去 5 年間の利用実績数をもとに設定しています。全ての希望者が利用できるよう施設と連携し提供体制を確保します。

(単位：人)

全体	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	150	150	150	150	150
B 確保の内容	150	150	150	150	150
B - A	0	0	0	0	0

## ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去 5 年間の最大利用実績数をもとに設定しています。確保の内容は、現在の提供体制で十分確保されています。

(単位：人)

全体	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A 量の見込み	480	480	480	480	480
B 確保の内容	600	600	600	600	600
B - A	120	120	120	120	120

## ⑧ 妊婦一般健康診査事業

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、当該年度の翌年度の0歳児の人数（人口推計から）としています。県内の医療機関、県外里帰り機関において、全ての妊婦の受診を目指すとともに、11週以内の早期届出者を増やします。

(単位：人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	487	471	455	438	421
B 確保の内容	487	471	455	438	421
B－A	0	0	0	0	0

## ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みについては、当該年度の0歳児の人数（人口推計から）としています。市内在住の生後4か月未満の乳児家庭全ての訪問を目指します。

(単位：人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	506	487	471	455	438
B 確保の内容	506	487	471	455	438
B－A	0	0	0	0	0

## ⑩ 養育支援訪問事業

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

乳幼児訪問指導など類似事業実施のため、計画期間中の実施は行いません。

## ⑪ 利用者支援

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

射水市子育て支援センター及びこども家庭センターにおいて、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

(単位：箇所)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	2	2	2	2	2
B 確保の内容	2	2	2	2	2
B－A	0	0	0	0	0

## ⑫ 妊婦等包括支援事業

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、妊娠中の面談数(推計人口の当該年度の翌年度の0歳児数をもとに算出)と産後の面談数(推計人口の当該年度の0歳児数をもとに算出)の合計としています。すべての妊産婦や子育て家庭が安心して過ごせるよう面談や継続的な情報提供を行います。

(単位：人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	1,032	996	962	928	893
B 確保の内容	1,032	996	962	928	893
B－A	0	0	0	0	0

## ⑬ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、第三期手引きに記載がある算出方法をもとに設定しています。全ての希望者が利用できるよう施設と連携し提供体制を確保します。

(単位：人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	0	37	35	33	32
B 確保の内容	0	37	35	33	32
B－A	0	0	0	0	0

## ⑭ 産後ケア事業

### 【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、当該年度の0歳児の人数（人口推計から）を出生数とし、過去の利用実績をもとに設定しています。全ての利用希望者が利用できるよう施設と連携して提供体制を確保します。

(単位：人)

全体	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み	590	544	520	504	488
B 確保の内容	590	544	520	504	488
B－A	0	0	0	0	0

**⑯ 実費徴収に係る補足給付事業**

**【提供体制及び確保方策の考え方】**

年収 360 万未満相当世帯の子ども及び第三子以降の子どもについては、副食費を免除しています。対象者や対象範囲の拡大については、今後の情勢等を踏まえ検討します。

**⑰ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

**【提供体制及び確保方策の考え方】**

多様な民間事業者の新規参入の支援や私立認定こども園における健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築については、関係課が個別に対応します。

### **3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保**

#### **(1) 認定こども園の普及について**

認定こども園は幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、保護者の就労状況及び変化等によらず柔軟に子どもを受け入ることができます。

保護者の教育・保育ニーズが多様化している中、そのニーズに対応するため本市では認定こども園の新設や幼稚園・保育園の認定こども園への移行を進めています。今後も継続して事業者の意向や教育・保育の提供区域の状況を考慮しながら整備を進め、認定こども園の普及に努めます。

#### **(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援について**

幼稚園教諭と保育士が、お互いの役割と専門性を認識し、幼児教育及び保育について学び合う合同研修等を実施するなど資質の向上を図ります。また、専門性が必要となるアレルギー対応や支援が必要な子どもへの関わり方について知識を深めるため、園内研修の充実や園外研修の確保・促進に努めます。

#### **(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実について**

乳幼児期は心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、その発達は連続性を有するものです。子どもの成長に応じた子育て施策の充実や質の高い教育・保育の提供など、環境の整備に努めます。

また、すべての子ども・子育て家庭に対しその状況に応じて子育ての安心感や充実感を得られるよう、地域子ども・子育て支援事業を充実させ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を進めています。

#### **(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携**

幼稚園・保育園・認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、供給が不足しがちな満3歳未満児の保育を提供する役割を担います。

この両方が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。また、地域型保育事業が日頃から連携施設との交流や連携を密にすることで、満3歳以降も引き続き幼稚園・保育園・認定こども園において切れ目なく適切に教育・保育が受けられることになります。このことから、教育・保育施設と地域型保育事業者間での連携支援の充実を図ります。

#### **(5) 幼保小の連携及び円滑な接続の推進**

幼稚園・保育園・認定こども園の幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続のため、それぞれの職員が相互に連携し、意見交換会や児童の交流活動を計画的に実施します。また、職員の相互参観の実施や就学児の実態について話し合う機会を設け、幼児期から児童期への発達の流れなどについての共通理解を深め、小学校教育への連続性が確保できるよう緊密な連携を図ります。

## 第五章 基本目標と施策の展開

### 1 子どもの権利保護の推進

#### 〈現状と課題〉

すべての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指すため、子どもにとっての利益を第一に考え、子どもの成長や子育て支援、教育に関する施策・取組を社会の真ん中に据えることが重要です。そのためには、子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格や個性が尊重され、貧困や虐待、いじめ、体罰等の権利侵害から子どもを守り、救済しなければなりません。

すべての子どもがその年齢及び発達に応じて、自らの意思により、身の回りのことについて自由に意見を述べたり、述べた意見が生活や地域に受け入れられたりすることで、周囲や環境が変わっていくことを実感できるよう、子どもが意見しやすい環境づくりを進めることができます。

子ども自身や子育て中の人気が気兼ねなく、様々な制度や支援メニューを利用することができるよう、地域、職場など様々なところで子どもや子育てを応援するといった意識改革を進める取組が必要です。

#### (1) 子どもの権利啓発及び確保に向けた取組

射水市子ども条例に基づき、子どもの権利の啓発について、学校等の関係機関と連携し、子どもへの理解を深めることはもとより、子どもやその保護者が抱える悩みについて、子どもの悩み総合相談室や教育機関等で気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、貧困や虐待等により、子どもの権利が侵害されないよう、子どもの権利支援センターで立ち直り等の支援を行います。

また、子どもの権利保障を推進するため、様々な機会をとらえ、子どもの意見を聴き、子ども施策へ反映する仕組づくりを推進します。

#### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	子どもの権利啓発	子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現に向けて「射水市子ども条例」について広報紙等を活用し周知します。 小中学校においては小学校5年生及び中学校2年生を対象に「射水市子ども条例」等に関するアンケート調査を通じて認識を高めます。 また、「いじめをなくす射水市民五か条」を周知し、人権や道徳教育を推進します。	子ども福祉課 学校教育課
2	いのちとふれあう学習	学校生活など様々な機会を活用し望ましい生活習慣や最後までやり抜く強い意志を身につけます。また、人とのふれあいや自然、動植物とふれあうことで命を大切にする心を育てます。	学校教育課

No	事業名等	内容	担当課
3	異年齢でのふれあい活動	心の養護教育を推進するため、小学校区ごとに保育園・幼稚園等と小学校との交流活動を実施します。また、子育て支援センターや児童館等において、異年齢のこどもたちがふれあえる遊びの場を提供します。	学校教育課 こども福祉課 子育て支援課
4	射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会	各中学校区におけるいじめ・問題行動等に対する取組事例の共有化や、地域と連携しながら児童生徒の地域行事・活動への参加を促進するなど、児童生徒の自尊感情を高めます。	学校教育課
5	教育相談の充実	担任以外の教職員へ気軽に相談することができるマイスター制度の積極的な活用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小・中学校家庭教育専門員等の専門家の配置や活用等により、児童生徒や保護者等の悩み、不安等の心の問題の改善や解決を図ります。	学校教育課
6	子どもの悩み総合相談室	子どもや保護者等からの相談窓口において、必要に応じて専門機関を紹介するなど、不安や悩みの軽減に向けて取り組みます。	こども福祉課
7	教育と福祉のつなぎ	ヤングケアラーの早期発見・実態把握に努めるとともに、様々な問題を抱えているこどもや家庭に対応できるよう関係機関との連携に努めます。	学校教育課 こども福祉課
8	子どもの権利支援センターの運営	様々な理由で悩みを抱え傷ついたこどもが安心して過ごし、自分を取り戻し、こどもの健やかな成長を促すための居場所を提供するとともに、子どもやその保護者からの相談に応じます。	こども福祉課
9	児童虐待の防止や子どもの権利の保障	専門知識・技術を有したこども家庭支援員や虐待対応専門員、母子・父子自立支援員、保健師、社会福祉士、心理士等を配置し、相談支援を行うとともに、保健センターや在籍園、学校、関係機関と連携し、児童虐待の防止及び子どもの権利の保障を図ります。	こども福祉課
10	ヤングケアラー支援事業	県と協力し、ヤングケアラーに関する理解・認知度を高め、本人の自覚や周囲の大人の認識向上につなげるほか、ヤングケアラーが存在する家庭へのヘルパー派遣により、ケアの負担軽減を図り、子どもの権利を守ります。	こども福祉課
11	子どもが安心して過ごせる場の確保	不登校など困難を抱えるこどもが、学校以外のところで安心して過ごせるよう居場所開設にかかる経費や特色ある取組に対して県と連携して助成金を交付します。	こども福祉課
12	こども食堂への支援	こどもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに育つことを推進するため、地域住民や団体等が、食事その他の生活環境が十分でないこどもを地域で支えるこども食堂を運営する取組に対し、助成を行います。	こども福祉課

No	事業名等	内容	担当課
13	体罰等によらない子育ての推進	保護者等による体罰禁止が法制化されたことなどを広く市民に周知します。また、保護者等に対して、国のガイドラインに基づき、体罰の具体例や子どもとの接し方など関係機関を通じて普及啓発するとともに、子育ての悩みなどに対応する相談機関等について周知を図ります。	こども福祉課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課
14	子どもの意見表明と施策への反映	子どもの意見表明や自己選択・決定等の権利保障を推進するため、様々な機会をとらえ、子どもの意見を聴き、子ども施策へ反映する仕組を関係課と連携し構築します。	子育て支援課

#### 〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
子どもの権利について知っている、聞いたことがある子どもの割合	%	52.6	80.0
子どもが家族や周りの大人から「自分は大切にされている」と回答する割合	%	98.7	100
学校が楽しい、どちらかというと楽しい子どもの割合	%	86.2 ※1 90.8 ※2	95.0
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	%	(小)87.7 (中)87.8	(小)100 (中)100
不安や悩みがあるとき相談できる人がいる子どもの割合	%	80.7	90.0
子ども食堂開設数（補助金交付件数）	箇所（件）	2(2)	6

※1 学校教育課調査      ※2 こども福祉課調査

#### （2）学校教育を軸とした学力保障

子どもの貧困の解消に向けた対策の実施に当たっては、未就学期、児童期、思春期の子どもが受ける教育の役割を改めて認識する必要があります。

教育は、貧困状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含め、すべての子どもを対象としており、その中で子どもたちにとって必要な力を育んでいくことが重要です。

#### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	確かな学力の定着	確かな学力の定着に向け、基礎学力や学習習慣を定着させる指導を充実し、必要に応じて学習サポートやティーム・コーチング指導員を配置するなど一人ひとりに寄り添ったきめ細かな学習支援を図ります。	学校教育課

2	心身ともに健やかな子どもの育成	学級診断尺度調査（WEBQU 調査）の効果的な活用についての研修を行い、児童生徒を多面的に理解し、人間関係をベースとした学級運営を推進します。また、生活習慣病の早期発見のため、検診を実施し、医療機関の受診をすすめるとともに、生活習慣の見直しなどについて家庭と連携を図ります。 学校における食育推進のため、栄養教諭等により指導体制を充実します。	学校教育課
3	児童生徒の見守り・支援	各学校へ支援を必要とする児童生徒への見守り・支援を行う学習サポーターの配置、教職員等への専門家による指導・助言、特別支援学級の開設や通級指導教室の開設など、児童生徒の実態に応じた適切な支援を行います。 また、日本語による学習や学校生活への適応が困難な外国人児童生徒が増加しており、外国人相談員を配置するなど、きめ細かな支援に努めます。	学校教育課
4	教育支援センター	教育支援センターで不登校児童生徒が抱える心理的な問題等の軽減を図りながら、自立する力やよりよい人間関係づくりができるための支援を行います。 また、校内教育支援センターを設置し、学校に通いやすい環境整備に努めます。	学校教育課

#### 〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
学習サポーターの継続的な配置	人	39	40

#### （3）子どもの成長と子育てを支える気運の醸成

少子化や子ども・子育て世代を取り巻く環境を踏まえ、個人または企業が「身近にできることから始めよう」をスローガンにした取組事例を市のホームページやSNS等で広く周知するとともに、子どもの健やかな成長や子育て世代を地域全体で支え合う気運の醸成につながるよう努めます。

#### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	「射水市こどもまんなか応援サポーター宣言」に伴う取組	地域全体で子どもの育ちを支え合うことをSNSを活用した発信等により市民へ広く呼びかけ、個人や企業、団体が子どもをまんなかに据えた取組を紹介し、気運の醸成へつなげます。	こども福祉課
2	ボランティア活動	社会に学ぶ「14歳の挑戦」において、職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組み、将来の自分の生き方を考えるなど、たくましく生きる力を身につけます。	学校教育課

#### 〈指標〉

指標名	単位	現状値（R6）	目標値（R11）
こどもまんなか社会について知っている、聞いたことがある子どもの割合	%	35.7	70.0

## 2 若者・子育て世代から選ばれる環境づくり

### 〈現状と課題〉

少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況など、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているといわれています。もとより、結婚、妊娠・出産は個人の自由意思に基づくものであり、そこへ特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたことはあってはならず、個人の多様な価値観や考え方を尊重することが大前提であり、個人がどのような選択をしても不利にならないようにすることが重要です。

### (1) 安心して生活できる環境づくり

将来、こどもを安心して産み育てていくうえでは、住宅や公共交通、公園、商業施設などの環境は重要な要素であり、若者・子育て世代が移住・定住、就労の場として本市を選択する判断材料の一つになると考えられることから、魅力あるまちづくりに関連した取組を推進します。

また、将来のライフプランを見据えて、若い頃から健康管理を行うプレコンセプションケア※を推進します。

※将来のライフプランを考えながら、若い男女が自分たちの生活や健康に向き合うこと。

### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	子育て世帯や三世代同居の住まいの支援事業	中学生以下のこどもを扶養する子育て世帯が新たに市内の民間賃貸住宅に入居する場合に家賃の一部を補助します(所得制限あり)。 また、子育て世帯や三世代以上の直系親族が同居する世帯で、転入に伴い新築住宅を取得して定住したり、空き家を取得して定住した場合に、取得費用の一部を補助します。	観光まちづくり課
2	結婚新生活支援事業	新婚世帯を対象に婚姻に伴う新生活のスタートアップに係る費用（住居費や引越費用）を支援することにより、少子化対策や経済的不安の軽減を図ります。	観光まちづくり課
3	プレコンセプションケア	若い男女が日々の生活や健康と将来のライフプランを考えるプレコンセプションケアを推進します。	保健センター
4	公共交通網の整備	こどもや若者の移動手段を確保し、持続可能な公共交通の実現を目指します。	生活安全課
5	都市公園の長寿命化	公園施設の長寿命化により、こどもが安全に公園を利用できる環境づくりを推進します。	都市計画課
6	インクルーシブ遊具設置の推進	基幹的な公園もしくは保育所などの児童福祉施設等にインクルーシブ遊具を設置することにより子育てしやすい環境の充実を図ります。	都市計画課 子育て支援課

No	事業名等	内容	担当課
7	子育て関連施設の環境改善	こどもまんなか社会の実現を目指し、保育所や児童館などの児童福祉施設や公園施設等の遊具、空調、トイレの改修等の改善を図り、子育てしやすい環境づくりを推進します。	子育て支援課 こども福祉課 都市計画課
8	若者に選ばれる市内企業の育成・支援	商工団体等と連携した職業体験やインターンシップ等の実施を通じ、若者が雇用環境に優れた市内企業への就職・定着するための企業の取組を支援します。	商工企業立地課
9	赤ちゃんの駅事業	乳幼児の保護者等が外出時において、気軽に授乳、おむつ替え等を行うことができる場所を備えた市内の施設、店舗等を射水市赤ちゃんの駅として登録し、これを広く周知することにより、安心な子育て環境の充実を図ります。	こども福祉課

#### 〈指標〉

指標名	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)
都市公園施設長寿命化計画第2期（令和3～12年度）に基づき整備した公園の割合	%	17.5	63.3
障がいの有無や年齢にかかわらず、すべてのこどもが一緒に楽しめるインクルーシブ遊具の設置数	基	0	6
赤ちゃんの駅 設置箇所数	箇所	38	45

#### （2）男女の出会い、婚活支援の取組

男女の出会いや結婚を希望する独身男女を応援するため、結婚等に関する情報提供や若者が気軽に参加でき、異性と出会うことができる機会・交流イベントの充実に努めます。

#### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	出会いの場の創出	結婚を希望する男女に他団体と連携しながら、婚活イベント等の出会いの場を提供し、サポートする取組を進めます。	市民活躍・文化課

#### 〈指標〉

指標名	単位	現状値 (R5)	目標値 (R11)
出会いイベント等参加者数	人	75	140

### 3 子育て世帯への支援体制の整備

#### 〈現状と課題〉

女性の社会進出の増加や働き方の多様化等により、低年齢児を中心とした保育ニーズや様々な働き方に対応した保育サービスの実施が必要となっています。また、核家族化による家族支援の減少や地域における関係性の希薄化により、保護者が子育てに関する悩みや不安を抱え込んでしまい、大きなストレスを感じるなどの問題が生じています。

子育て中の保護者の孤立を防ぐためには、デジタル技術を活用した相談方法や情報提供のあり方などの検討や交流・仲間づくりなどの支援を進めていくこと、並びに地域人材の活用が重要となります。加えて家庭や地域における教育力、子育て力を向上させるとともに、地域に支えられながら心豊かで健やかなこどもを育てていくことが求められています。

#### (1) 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応

保護者のニーズ等を踏まえ、幼児教育・保育の量の拡充と質の向上を図ります。また、幼稚園・保育園・認定こども園での教育・保育を充実するとともに、延長保育や一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスを開設します。

#### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	保育の必要性の認定	保護者のニーズや就労形態の多様化に応えるため、保育の必要性の認定を適正に行い、円滑な給付につなげます。	子育て支援課
2	通常保育	保護者が就労等により、就学前の児童を家庭で保育ができる場合、保育園において保育を行います。また、家庭や地域との連携を図り、家庭養育をフォローします。	子育て支援課
3	幼稚園における幼児教育	幼稚園において、満3歳以上の児童に対し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行います。	子育て支援課
4	認定こども園における教育・保育	保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるよう、認定こども園で教育・保育を一体的に行います。	子育て支援課
5	延長保育	世帯構造の変化や就労形態の多様化等による保育ニーズに対応し、18時以降の延長保育を実施します。	子育て支援課
6	一時預かり	幼稚園における在園児を主対象とした一時預かり（預かり保育）を実施するとともに、保育園において、未就園児を対象とした一時預かりを実施します。	子育て支援課
7	休日保育	就労などで、日曜・祝日に保育が必要な在園児を保育する休日保育を実施します。	子育て支援課
8	病児・病後児保育	こどもが病気で、集団保育が困難な場合、保育園の専用スペースで一時的に預かります。また、広域化により市外の病児・病後児保育施設等の利用が可能となったため協定自治体と連携し利用促進を図ります。	子育て支援課

No	事業名等	内容	担当課
9	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育など、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる地域型保育事業を状況に応じて実施します。	子育て支援課
10	こども誰でも通園制度	在宅保育中の3歳未満児を対象に、保護者の就労を問わず、月一定時間の範囲内で保育施設を自由に利用することにより保護者利便の向上につなげます。	子育て支援課
11	保活ワンストップシステムの導入	保育園等の入所申請にあたり、施設の情報や見学申込み、入園申請書の提出等、保育活動にかかる保護者負担を軽減するため、国と連携し、事務手続等の効率化・簡略化を図ります。	子育て支援課

#### 〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
特別保育の充足率	%	53.9	58.0

#### （2）良好な幼児教育・保育環境の整備

保育人材の確保・定着や業務のICT化を推進し、保育士等の業務負担の軽減を図ることにより、こどもと向き合う時間を拡充し、より良い幼児教育・保育サービスの提供が可能となるよう努めます。

また、保育園等と小学校との連携を図り、就学時の円滑な接続を図ります。

#### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	保育サービス評価制度	保育サービスの質の向上を図るため、保育園が提供するサービスについて、第三者評価を行います。	子育て支援課
2	幼保小の連携及び円滑な接続の推進	幼児期から小学校への学びのつながりを円滑なものとするため、職員相互が連携し、こどもたちの交流活動の充実や学びのつながりを意識した指導方法等の理解を深めます。また、プログラム等の活用を推進します。	子育て支援課 学校教育課
3	保育士等奨学資金貸付	将来、保育士等を目指す学生に向け奨学資金を貸し付け、卒業後、市内保育園等において3年勤務した場合、その貸付金の返済を免除することで、保育士等の確保・定着を図ります。	子育て支援課
4	ママパパ保育士等職場復帰応援事業	育休中又は市内保育園等に再就職する保育士等で、その家族の3号認定にかかるこどもの保育料について、就労開始後に発生する保育料の全額を助成することにより、保育士等の確保・定着を図ります。	子育て支援課

No	事業名等	内容	担当課
5	保育の職場魅力発信	養成校や市内高等学校と連携し、保育の仕事を見聞きしたり、先輩保育者と意見交換を行うことにより、保育の仕事・職場の魅力を感じてもらい、将来の保育者確保につなげます。	子育て支援課
6	保育園等の業務のICT化	園児の登降園管理や保護者との日常的な連絡等において利用者の利便向上を図るとともに、保育記録の入力やそれら情報の職員間の共有を図ることにより、保育者の業務負担の軽減を図ります。	子育て支援課
7	保育業務のワンストップ実現に向けた基盤整備	給付費(委託料等)の請求や監査書類等の作成は、保育事業者にとって大きな負担です。保育園等の業務支援アプリに登録された情報を国のデータベースへ集約し、請求等に必要な書類を出力することにより、事務の簡素化を図り、子どもと向き合う時間の確保につなげます。	子育て支援課

#### 〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
幼保小の連携を行った幼稚園・保育園等の割合	%	—	80 以上

#### (3) 地域子育て支援等の充実

ファミリー・サポート・センターや子育て支援センターなどの充実を図り、地域での子育てが円滑に行えるよう支援するとともに、地域の子育て力の向上を図ります。

また、利用者支援においては、こどもや家庭の状況に応じたサービスや事業の紹介、専門機関へのつなぎを行い、保護者の不安や悩みが解消できるよう支援します。

#### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	ファミリー・サポート・センター	子育てを援助してほしい人(依頼会員)と援助したい人(協力会員)がファミリー・サポート・センターへ会員登録し、緊急・一時的に育児が困難な場合や保育園等への送迎、放課後児童クラブ後の預かり等を行います。また、ひとり親家庭や低所得者、多胎児世帯の優先的利用に配慮します。	子育て支援課
2	地域子育て支援拠点事業	子ども子育て総合支援センター(キッズポートいみず)をはじめ、市内の子育て支援センターにおいて、乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を確保し、子育てに関する相談や援助、講習の実施、地域の子育て情報の提供等により、子育て世帯が抱える悩みや不安の解消につなげます。	子育て支援課

3	利用者支援事業	子育て支援センター等において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて、関係機関との連絡調整等を行うことにより、地域の子育て家庭を支援します。	子育て支援課
4	子育て短期支援事業(短期入所生活援助ショートステイ)	保護者が疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、関係機関と連携し、児童福祉施設等で一時的に養育・保護をします。	こども福祉課
5	子育ての情報提供	子育て支援アプリや広報誌、ケーブルテレビ等の様々な媒体を通じて、妊娠・出産から子育てに関する行政サービスや子育て情報を提供します。	こども福祉課
6	保育園や幼稚園、認定こども園の機能の充実	育児のノウハウを有し、地域に密着した施設として、地域の子育て支援に積極的に取り組むとともに、地域に開かれた施設として地域住民との交流を図ります。	子育て支援課
7	子育てガイドの発行	子育て支援に関する制度や手当、保育園や幼稚園、医療機関等に関する情報をわかりやすくまとめた「子育てガイド」を発行し、妊娠・出産又は子育て世帯への支援の推進を図ります。	こども福祉課
8	子育て支援ネットワークの充実	子育てに関する関係機関や団体相互の情報交換の拡大を図り、地域の子育て支援機能の充実とネットワークづくりを推進します。また、子育て支援センターにおいて、地域の子育て関連情報を提供することで、子育て家庭に対する育児支援に努めます。	子育て支援課 こども福祉課
9	地域における生活支援組織の構築	地域支え合いネットワーク事業等、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の困りごとを地域の中で助け合い・支え合いができる仕組みづくりを進めます。	地域福祉課
10	地域見守りネットワークの充実	地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市内で活動する事業者に協力いただき、事業者が活動中に異変に気付いた場合、速やかに市又は関係機関へ連絡・通報し、適切に対応する見守りの仕組みを推進します。	地域福祉課
11	子ども見守り隊など地域における教育機能の充実	登下校時の子ども見守り隊の活動をはじめ、地域のこどもたちは地域全体で守り育てるという意識を醸成します。	学校教育課
12	こども食堂への支援(再掲)	こどもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに育つことを推進するため、地域住民や団体等が、食事その他の生活環境が十分でないこどもを地域で支えるこども食堂を運営する取組に対し、助成を行います。	こども福祉課

13	相談機能の強化	<p>多様化する市民ニーズへの的確な対応や今後の地域福祉推進を図るため、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、障がい者地域活動支援センター、生活自立サポートセンター、子ども子育て総合支援センター、こども家庭センター、外国人ヘルプデスク等の専門員等の配置や資質の向上などにより、相談機能の充実に努めます。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業とも協働し相談機関の連携により更なる機能強化に努めます。</p>	地域福祉課 社会福祉課 子育て支援課 こども福祉課 保健センター 市民活躍・文化課
14	世界にひとつだけの絵本事業	毎月1歳半になるこどもに一人ひとり異なるオリジナルの知育絵本を贈呈し、こどもの健やかな成長や親子間のコミュニケーションを図ります。	こども福祉課
15	妊婦のための支援給付金事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ相談支援を充実させ、妊婦のための支援給付（妊娠届出後5万円、出生届出後5万円）も一体として実施する。	こども福祉課
16	交通安全教室の実施	未就学児や小学生に対して、横断歩道の安全な渡り方等を身につけてもらい、さらに小学生については、自転車の基本的な交通ルール等の浸透を図り、交通事故防止につなげます。	生活安全課
17	SNS等トラブル防止に向けた取組	駅や商業施設等、こども等が多く往来する場所で防犯啓発活動（SNS等トラブル防止キャンペーン）を行い、防犯意識の醸成及びトラブル防止対策を啓発します。	生活安全課
18	消費者教育の普及・啓発	希望に応じて、児童生徒を対象とした、お金の管理や消費者トラブルに係る出前講座を開催します。	生活安全課
19	更生支援の取組の周知及び関係機関との連携	保護司や更生保護女性会などの民間の更生保護活動を一層周知するとともに、学校等の関係機関と連携し、こどもを非行や犯罪から防ぐ取組を支援します。	地域福祉課

### 〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
ファミリー・サポート・センター			
①利用回数	回	①741	①900
②協力会員数	人	②314	②400
子育て支援センター延べ利用人数	万人	3.0	3.5
地域支え合いネットワーク共生社会構築事業を実施する地域数	地域	2	8

こども食堂開設数（補助金交付件数） (再掲)	箇所 (件)	2(2)	6
学校安全パトロール隊（子ども見守り隊）			
①団体数	団体 人	①52	①50
②隊員数		②3,323	②3,000

#### （4）多様な居場所づくりの推進

国の「子どもの居場所づくりに関する指針」に基づき、子どもの視点に立ち、児童館や放課後児童クラブ等の既存の施設を活用しながら、多様な居場所づくりを推進します。

また、子ども・若者が国籍や年齢等を問わず、その個性や多様性を尊重しながら、安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう地域の取組を支援します。

#### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	就労等により、保護者が昼間家庭に不在の小学生に対し、放課後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	生涯学習・スポーツ課
2	放課後子ども教室、土曜学習推進事業	放課後に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参加を得て、学習やスポーツ、文化活動の機会を提供します。また、子どもたちの豊かで有意義な土曜日を実現するため、地域などの協力を得て様々な体験活動の機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課
3	児童館・児童室	地域の児童館やコミュニティセンター内の児童室で運動や工作、音楽等の遊びを通じて、子どもの健康を増進し、豊かな情操を育みます。	こども福祉課
4	さんさん広場事業	地域住民やボランティア等が主体となり、コミュニティセンターや公民館、集会場等の施設を活用し、地域の子どもたちが交流できる居場所づくりを進めるとともに、子育てを地域で支え合う体制を整備します。	生涯学習・スポーツ課
5	こども食堂への支援 (再掲)	子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに育つことを推進するため、地域住民や団体等が、食事その他の生活環境が十分でない子どもを地域で支えるこども食堂を運営する取組に対し、助成を行います。	こども福祉課
6	参加支援事業	既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するための居場所や拠点をつくり、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	地域福祉課
7	多文化こどもサポートセンター	地域住民やボランティア等が主体となり、コミュニティセンターで外国にルーツをもつ子どもたちが気軽に集まって、学習したり遊んだりすることができる場を提供します。	市民活躍・文化課

〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
放課後児童クラブ数	箇所	23	24
放課後子ども教室・土曜学習推進事業 児童参加率	%	16.1	20.0
児童館(室)延べ利用人数	万人	6.7	10.0
さんさん広場実施箇所数	箇所	9	10
こども食堂開設数（補助金交付件数） (再掲)	箇所 (件)	2(2)	6

（5）家庭・地域の教育力の向上

いみず親学びスクールや子育て井戸端会議などを実施し、家庭教育力の向上を図るとともに、地域組織活動の支援や子育て支援隊の活動を通して、子育てへの関心や理解を深め、地域全体による子育てを支えます。

また、こどもが読書に親しむことにより、学びの芽生えや人生をより深く生きる力を身に着けられるよう支援します。

〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	いみず親学びスクール	保護者や子育て支援関係者等を対象に、専門家を招いて講座を実施し、子育てや家庭教育を行う上でのヒントや気づきを得る機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課
2	子育て井戸端会議	家庭教育アドバイザー連絡協議会との共催で、学校行事等がある日を利用して、保護者の悩みや不安を話し合い、保護者間の交流を図る機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課
3	あつたか家族応援プロジェクト	あつたか家族の愛ことば「家族いつしょに食事 おしゃべり お手伝い」の普及啓発のため、あつたか家族応援プロジェクトとして関係団体等と連携し、普及・啓発活動を実施します。	生涯学習・スポーツ課
4	家庭の役割について 学ぶ機会の充実	子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、こどもを生み育てるこの意義に関する教育や広報啓発活動を推進します。	学校教育課 こども福祉課
5	地域組織活動の支援 (児童・母親クラブ、P T A、ボーイ・ガールスカウト)	地域や小学校等と連携し、児童の健全育成を目的とした活動を開催する児童クラブや母親クラブ、また、こどもたちの自主性を高めボランティア活動等を通じて地域社会との関わりをもつことを目的とした活動を開催する P T A やボーイスカウト、ガールスカウトの各団体に対して支援を行い、地域全体でこどもを育てる気運を醸成します。	こども福祉課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課

6	子育て支援隊	子育てに関する豊富な知識や子どもの創造力を育むことにつながる趣味・特技を持つ団体・個人が小学校や保育園等を訪問し、子どもの健やかな成長を図るために活動を行います。	こども福祉課
7	乳幼児学級、青少年学級の開催	地域における生涯学習事業において、各地域の特色を生かした学習や体験活動について取り組み、幼少期から郷土の文化等に触れ合える機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課
8	児童書の充実	利用者ニーズを捉えながら計画的な図書の購入、除籍を行います。また、障がいに応じた書籍や外国の絵本等の収集に努め、障がいや外国にルーツのある子どもたちも読書に親しむことができる環境を整えます。	中央図書館
9	子ども会等の開催	乳幼児が絵本や物語に触れ合える「子ども会」や「読み聞かせ会」の開催を拡充するとともに、子どもが興味をもつ多様な資料収集に取り組みます。	中央図書館
10	図書館ボランティアとの相互協力	交流の場や図書館ボランティアによる催し物を開催します。また、読み聞かせ活動を推進するボランティアの養成講座を開催し、ボランティアの養成に取り組みます。	中央図書館
11	子どもの読書の推進	様々な場での読み聞かせ会の開催等、保健センターや保育園、学校、絵本館、図書館等、子どもの発達段階に応じ地域全体が連携し、それぞれの役割の中で切れ目なく支援を行います。	生涯学習・スポーツ課 子育て支援課 こども福祉課 学校教育課 保健センター 市民活躍・文化課
12	コミュニティ・スクールの推進	学校や家庭、地域等が連携し、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもを育む環境づくりを推進します。	学校教育課 生涯学習・スポーツ課

### 〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
家庭教育に関する講座・学習会の参加者数	人	641	1,000
親を学び伝える学習プログラムの参加率	%	29.3	70
地域行事に参加したことがない子どもの割合	%	41.6	10.0
子育て支援隊登録団体数	団体	31	37
生涯学習講座の年間延べ受講者数	人	33,061	40,000
児童書貸出数	冊	160,891	183,000
子ども会の開催数	回	134	150
図書館ボランティアの登録者数	人	35	50
コミュニティ・スクールの設置数	校	0	20

## (6) 子育て世帯の経済的負担の軽減

妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期、学童期、思春期まで必要に応じて経済的支援を行うことにより、子育て世帯にかかる経済的負担の軽減を図り、こどもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	子ども医療費助成	18歳到達後の年度末まで保険診療分の医療費(入院、通院)を助成することにより子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、病気の早期発見・治療を促進します。	こども福祉課
2	保育料の軽減	保護者の経済的負担を軽減するため、保育料を低額に設定します。また、第3子以降の園児の保育料無償化を引き続き実施するとともに、さらなる拡充等に努めます。	子育て支援課
3	副食費の軽減	保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の園児の副食費を引き続き軽減するとともに、さらなる拡充等に努めます。	子育て支援課
4	児童手当	18歳までのこどもを養育している保護者等において、生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の保護者等に手当を支給します。	こども福祉課
5	妊婦一般健康診査	妊婦に対する健康診査費用を助成します。また、里帰り出産のため県外で健康診査を受診した場合も、費用の一部を助成します。	保健センター
6	妊婦歯科健康診査	妊娠届出時に受診勧奨を行い、妊婦歯科健康診査受診票を発行し、歯科健康診査及び歯科保健指導を実施します。	保健センター
7	産婦健康診査	産婦に対する健康診査費用を助成します。また、里帰り出産のため県外で健康診査を受診した場合も、費用の一部を助成します。	保健センター
8	プレ妊活健診費助成事業	将来こどもを望む夫婦を対象に、妊娠・出産に影響する疾患についての健診費用の助成を行います。	保健センター
9	不妊・不育症治療費助成	不妊治療、不育症治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	保健センター
10	低所得者の妊婦に対する妊娠判定受診料助成金交付事業	低所得の妊婦の経済的な負担を軽減し、必要な支援に繋げるために、妊婦の初回の産科受診料を助成します。	保健センター
11	妊産婦医療費助成	妊産婦が特定の病気の治療を受けた場合、医療費を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに母体の健康確保と疾病の早期発見・治療を促進します。	こども福祉課

No	事業名等	内容	担当課
12	妊婦のための支援給付金事業 (再掲)	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ相談支援を充実させ、妊婦のための支援給付（妊娠届出後5万円、出生届出後5万円）も一体として実施する。	こども福祉課
13	出生祝いクーポン交付事業	出生祝いを目的とし、出生届出時に市内店舗で子育て用品を購入できる2万円分の電子クーポンをLINEを通じて交付します。	こども福祉課
14	新生児等聴覚検査費用助成	新生児等の聴覚異常を早期に発見し、適切な対応を図るため新生児等聴覚検査費用の助成を行う。	保健センター
15	乳児一般健康診査	1歳の誕生日前日まで、県内医療機関において健康診査を行います。子どもの疾病や障がいを早期に発見し、早期に治療できるよう支援します。	保健センター
16	子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種助成事業	子ども及び妊婦のインフルエンザの発症予防や重症化を予防し、子育て世帯の経済的・精神的負担を軽減するために、生後6か月児から高校3年生までの子どもと妊婦を対象に、インフルエンザ予防接種費用の助成を行います。	保健センター
17	出産育児一時金(国民健康保険)	被保険者が出産をしたとき、出産育児一時金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
18	国民健康保険被保険者の産前産後期間における保険税免除	出産予定又は出産した国民健康保険被保険者の出産前後の一定期間における保険税を免除します。	保険年金課
19	国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除	国民年金の被保険者が出産をしたとき、その出産前後の一定期間の保険料が免除されます。	保険年金課

〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
出生祝いクーポンの利用率	%	90	95

## 4 困難を抱える子育て家庭への支援

### 〈現状と課題〉

物価高騰等の影響により、ひとり親など貧困に陥りやすい家庭については、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活や教育、就労支援等が適切に行われる必要があります。

様々な障がいのある子どものいる家庭については、子どもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援を提供することが求められています。

困難を抱える家庭への支援については、様々な要因が複雑に絡んでいるケースが多く、関係機関との綿密な連携が重要です。特に児童虐待等においては専門機関との連携を強化し、虐待の予防や早期発見に努めることが肝要です。

### （1）生活困窮家庭等への支援

ひとり親等の貧困に陥りやすい家庭が、生活と就労において安定し、安心して子育てができるよう、子ども家庭センターが核となり、自立に向けた支援や経済的負担の軽減、相談機会の充実等を図ります。なお、国は、「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、ひとり親家庭等への経済的支援や就労支援を重点施策として示しており、各事業を連携して取り組むことで、効果的な支援につなげます。

ひきこもり等の状態により社会生活を円滑に営むことが困難な子どもが、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるようにその家族とともに支援します。

様々な家庭環境にある子どもやその家族が直面する問題、様々な問題を抱え生きづらさを感じている若者については、社会や人とのつながりを持つことができ、安心して相談したり自分らしく過ごしていくよう支援します。

### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	母子・父子家庭自立支援給付金	母子または父子家庭の母または父の能力開発の取組を支援するため、指定の教育訓練や資格取得に対する給付金を支給します。	こども福祉課
2	母子家庭等小口資金貸付	資金の貸付けを行うことにより、母子家庭等の経済的自立と生活の安定、併せてその扶養する児童の福祉の増進を図ります。	こども福祉課
3	母子・父子自立支援相談	母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図り、巡回訪問指導を行うなど、母子及び父子の相談に応じた支援を実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関と連携し、養育費や面会交流の取り決め等に関する事例の高度化に対応できるよう支援員の資質や専門性の向上を図ります。	こども福祉課
4	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども福祉課

No	事業名等	内容	担当課
5	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の児童とその母または父、もしくは養育者の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	こども福祉課
6	特別保育等の利用料助成	低所得世帯等の延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センターの利用料を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
7	児童生徒就学援助費	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費等を援助します。	学校教育課
8	ひとり親家庭等の児童生徒への学習支援	ひとり親家庭等の児童生徒に対し、コミュニティセンター等において、教員 OB 等の学習支援ボランティアが塾形式で学習支援を実施するとともに、児童生徒の良き理解者として進学相談等を行います。	こども福祉課
9	ひとり親家庭の住宅確保への支援	ひとり親家庭の福祉増進のため、住宅等の入居手続きを支援します。また、住宅の新築や転宅等に必要な場合に母子父子寡婦福祉資金の貸付け手続きを支援します。	こども福祉課
10	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立支援	ひとり親世帯の児童が経済的に困難な状況でも放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターを利用できるよう、ひとり親家庭に対して利用料金を減免することで利便向上を図り、仕事と子育ての両立をバックアップします。	生涯学習・スポーツ課 子育て支援課 こども福祉課
11	養育費や面会交流に関する情報提供と制度活用による支援	離婚届の提出時等の機会を活用し、養育費や面会交流に関する情報提供と啓発を行います。また、養育費確保や面会交流促進に関する制度について活用を図り、国の養育費相談支援センター等と連携し、養育費の確保を支援します。	こども福祉課
12	生活困窮者の自立生活支援の促進	最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく支援事業を実施し、関係機関と連携しながら自立支援を推進します。 また、支援状況の把握に努め、必要に応じ、同制度に基づく子育て支援事業の実施を検討します。	社会福祉課
13	生活保護による支援	生活保護制度に基づき、保護が必要な方に対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、保護受給世帯全体の状況や自立阻害要因を調査・把握し必要な支援を実施しながら世帯の自立助長を図ります。	社会福祉課
14	ヤングケアラー支援事業 (再掲)	県と協力し、ヤングケアラーが存在する家庭へのヘルパー派遣により、家庭への負担軽減を図ります。	こども福祉課
15	こどもが安心して過ごせる場の確保 (再掲)	不登校など困難を抱えるこどもが、学校以外のところで安心して過ごすことにより、保護者及び家族の心の負担が軽減されるよう居場所開設にかかる経費や特色ある取組に対して県と連携して助成金を交付します。	こども福祉課

No	事業名等	内容	担当課
16	ひきこもり相談事業	ひきこもりの状態にある方やその家族に対して、電話や訪問による相談を行い、信頼関係を築きながら適切な支援につなげます。	社会福祉課
17	ひきこもりの状態の人及びその家族の居場所の提供	ひきこもりなど生きづらさを抱える人が、自由に過ごす場所を提供します。また、当事者の家族が集まってリフレッシュできる交流の場所を提供します。	社会福祉課
18	参加支援事業 (再掲)	既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するための居場所や拠点をつくり、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	地域福祉課

〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
学習支援ボランティア事業実施箇所数	箇所	3	4

（2）障がいのあるこどもへの支援

障がいのあるこどもについては、乳幼児期から発達段階に応じ、一人ひとりの個性と発達の特性に応じ、丁寧に配慮された発達支援や保育園等における集団生活の中での「育ち」を保障し、すべてのこどもが共に成長していくための取組を推進します。

〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	障がい児・医療的ケア児の保育	障がい児や日常生活において医療的ケアが必要な児童で、発達のために集団保育が可能とされる子どもについては、保育認定に応じて、保育園や医療機関等と連携し、利用調整を図ります。	子育て支援課
2	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、集団生活への適応訓練や専門的な療育を行います。	社会福祉課
3	保育所等訪問支援	保育園等を訪問し、障がい児や保育園等の職員に対し、集団生活に馴染むための専門的な支援等を行います。	社会福祉課 子育て支援課
4	放課後等デイサービス	学校に通学する障がい児に対して、放課後や学校の休業日に、サービス事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。	社会福祉課
5	特別児童扶養手当	精神または身体に障がい（中程度以上）を有する20歳未満の障がい児を養育している父または母もしくは養育者に手当を支給します。（所得制限あり）	こども福祉課
6	障がい児福祉手当	20歳未満で、心身に重い障がいのあるこどもの負担の軽減の一助として手当を支給します。	社会福祉課

No	事業名等	内容	担当課
7	重度心身障がい者等在宅介護手当	障がい者（児）の介護者に対して手当を支給し、負担の軽減を図ります。	社会福祉課
8	心身障がい者（児）福祉金	本市に居住する心身障がい者（児）に対し、福祉金を支給し、心身障がい者（児）の生活の激励と負担の軽減を図ります。	社会福祉課
9	心身障がい児通園通院等介護助成金	障がい児の通園、通学または病院への通院に対して助成金を支給し、交通機関を利用して介護にあたっている保護者の負担を軽減します。	社会福祉課
10	補装具費支給	身体障がい者（児）に対し、補装具費を支給し、失われた身体機能を補完または代償し、日常生活の効率の向上を図ります。	社会福祉課
11	自立支援医療（育成医療）	18歳未満の身体に障がいのある子どもまたは現在の疾患を放置しておくと将来障がいに至ると認められ、手術などの外科的な治療によって確実な効果が期待できる子どもに対して、障がいの軽減若しくは除去に必要な医療を給付します。	社会福祉課
12	就学相談の充実	特別支援教育の専任職員の配置、地区相談会や保育園・幼稚園等への巡回訪問の実施など、就学相談の体制及び機会の充実を図ります。また、医療、福祉及び教育等の関係機関が密に連携しながら、医療的ケアや重度の障がいを有する等の子どもが、個々の状態に応じた適切な教育が受けられるよう努めます。	学校教育課
13	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費等を援助します。	学校教育課

〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
児童発達支援延べ利用回数	回	3,838	4,176
保育所等訪問支援延べ利用回数	回	0	10
放課後等デイサービス延べ利用回数	回	23,411	27,360

### (3) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の予防・早期発見に向け、児童虐待防止の啓発はもとより、こども家庭センターの専門員による支援や巡回訪問等を実施するとともに、保育園や幼稚園、学校、児童相談所、警察等の関係機関と連携を図ります。

#### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	こども家庭相談	こどもが健やかに成長するために、子どもの養育に関する様々な悩みや心配ごとについて相談を行います。また、児童相談所や民生委員・児童委員等の関係者と連携し、在宅支援体制の整備・強化を図ります。	こども福祉課
2	児童虐待の防止や子どもの権利の保障(再掲)	専門知識・技術を有したこども家庭支援員や虐待対応専門員、母子・父子自立支援員、保健師、社会福祉士、心理士等を配置し、相談支援を行うとともに、保健センターや在籍園、学校、関係機関と連携し、児童虐待の防止及び子どもの権利の保障を図ります。	こども福祉課
3	ドメスティック・バイオレンス（DV）防止の推進	DVは犯罪であるという意識を深めるための啓発を図るとともに、DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があることから関係機関との連携・協力体制の推進を図ります。	市民活躍・文化課
4	要保護児童対策協議会	こどもに関わる施設、学校、地域等が連携し、適切な支援や保護が必要なこどもを早期に発見し、こども及び家庭を支援します。	こども福祉課
5	児童虐待防止の取組	子どもの養育に問題のある家庭に対し、こども家庭センター職員の訪問などによる育児相談・指導を行い、子どもの育ちを支援します。	こども福祉課
6	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域支援	地域における児童の健全育成や児童虐待の防止等への支援を推進するとともに、その基盤となる地区民生委員児童委員協議会等の活動周知や組織の活性化に努めます。	地域福祉課
7	こども家庭センター	妊娠した時から出産・子育てまでの個々の課題やニーズに応じた切れ目のない伴走的な支援を可能として、要保護児童対策協議会等の関係機関との連携の強化、虐待、貧困、ヤングケアラー等への支援の充実を図ります。	こども福祉課
8	未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業	必要性がありながら支援につながらない家庭に対して、訪問し申請手続き等の同行支援や相談支援を行います。	こども福祉課

No	事業名等	内容	担当課
9	子育て支援訪問事業	支援が必要であると判断した子育て家庭や妊産婦を対象に、日用品や学用品等の支援物品を訪問ツールとして用いることにより、訪問拒絶等の困難を解消し、関係性の構築を図ります。	こども福祉課
10	家事・育児サポート事業 (ヤングケアラー支援事業)	要保護・要支援家庭や特定妊婦、ヤングケアラー等を対象に、家事・育児ベビーシッターを派遣し負担の軽減を図りつつ、家庭問題に介入し環境を整え、虐待リスクを防止します。	こども福祉課

〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
子どもの悩みの相談先の認知度	%	48.2	80.0

## 5 親子の健康づくりの充実

### 〈現状と課題〉

妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを抱える母親が多くみられるため、こども家庭センター内の関係機関が連携し、妊娠期から、出産、子育て期にわたる切れ目のない相談・支援体制の充実をより一層図ることや、母子の健康や子育てに関する情報提供を的確に行うことなどが求められます。

小児医療については、小児科医師の不足等が懸念されています。また、安心して生み育てられる基盤として、医療体制の充実が求められることから、医療機関等との連携を強化することが必要です。

#### (1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

妊娠の各種健康診査にかかる費用の助成に加え、妊娠中や出産期の心のケアの取組を充実し、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。また、不妊・不育症治療を受けている夫婦への支援を行います。

産後においても切れ目のない相談支援や産後ケア、産前・産後家事サポート等の事業に取り組みます。

### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	こころの健康相談	心の不調を一人で抱え込まず、早めの相談や受診につながるよう、公認心理師による相談会や訪問による相談を実施します。	保健センター
2	母子健康手帳の交付	妊娠届出者へ母子健康手帳を交付し、保健指導を行います。また、手帳交付時に母子保健サービス等の情報提供を行います。	保健センター
3	妊婦一般健康診査(再掲)	妊婦に対する健康診査費用を助成します。また、里帰り出産のため県外で健康診査を受診した場合も、費用の一部を助成します。	保健センター
4	妊婦歯科健康診査(再掲)	妊娠届出時に受診勧奨を行い、妊婦歯科健康診査受診票を発行し、歯科健康診査及び歯科保健指導を実施します。	保健センター
5	妊産婦医療費助成(再掲)	妊産婦が特定の病気の治療を受けた場合に医療費を助成し、疾病の早期発見と早期治療を促進し、母体の健康の確保と経済的負担の軽減を図ります。	こども福祉課
6	もうすぐパパママ教室	もうすぐ親となる父母が育児への理解を高め、親としての自覚や子どもを育てるしっかりとした心構えを持つよう講義・沐浴実習等を実施します。	保健センター
7	妊産婦相談	妊娠中や産後の健康管理等について、保健師や栄養士等が健康相談を行います。	保健センター
8	妊産婦訪問指導	妊娠中や産後の健康管理について、家庭訪問を行い、産後ケア等の育児支援情報の提供や指導を行います。	保健センター

No	事業名等	内容	担当課
9	産婦健康診査 (再掲)	産婦に対する健康診査費用を助成します。また、里帰り出産のため県外で健康診査を受診した場合も、費用の一部を助成します。	保健センター
10	産後ケア	産後ケアを必要とする母親及び乳児を対象に産科医療機関等で母子のケアや乳房管理、育児手技等についての支援を行い、育児負担の軽減を図ります。	保健センター
11	産前・産後サポート事業	母子保健推進員が、初産妊婦や生後6～7か月児の家庭を訪問し、健康に関する情報を提供し、子育ての不安等を聞き身近な相談相手となります。	保健センター
12	産前・産後家事サポート事業	妊娠届を提出した方で、体調不良により家事支援を必要とする妊婦又は生後6か月未満（多胎の場合は出生後1年未満）の乳児がいる親に対して、ヘルパー（家事代行サービス事業者）による家事・育児を中心とした支援を実施します。	こども福祉課
13	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出時、妊娠8か月時、出産後に保健師や助産師による面談を行い、妊娠・出産、子育てに関する相談を実施します。	保健センター
14	プレコンセプションケア (再掲)	若い男女が日々の生活や健康と将来のライフプランを考えるプレコンセプションケアを推進します。	保健センター
15	プレ妊活健診費助成事業 (再掲)	将来子どもを望む夫婦を対象に、妊娠・出産に影響する疾患についての健診費用の助成を行います。	保健センター
16	不妊・不育症治療費助成(再掲)	不妊治療、不育症治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	保健センター
17	低所得者の妊婦に対する妊娠判定受診料助成金交付事業 (再掲)	低所得者の妊婦の経済的な負担を軽減し、必要な支援につなげるために、妊婦の初回の産科受診料を助成します。	保健センター
18	産後サポート事業 (いみずっ子 Baby の会)	産後の母親の心身の負担軽減と孤立を防ぐため、保健師・助産師による相談や産婦同士のつながりを作る場を提供します。	保健センター
19	母子保健に関する情報提供	アプリを使用して妊娠中の記録や健診等の情報が確認できるなど、母子保健に関する情報のデジタル化を推進します。	保健センター
20	多胎ピアサポート事業 (トゥインクルクラブ)	多胎妊産婦を支援するため仲間づくりを促す交流会を開催します。	保健センター

〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
妊娠 11 週以下の妊娠届出率	%	93.1	100
父(パートナー)が育児に参加する割合	%	94.6	100
妊娠届出時の母の喫煙率	%	0.61	0
子育て支援アプリ ダウンロード数	件	1,741	4,000 ※R7より切り替え

（2）乳幼児の健康づくり

乳幼児健康診査の実施や乳幼児訪問等により子どもの疾病や発達の遅れを早期に発見し、適切な支援が受けられるよう健診や相談体制の充実を図ります。

また、保育園や認定こども園等において食育活動を推進します。

〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	新生児等聴覚検査費用助成 (再掲)	新生児等の聴覚異常を早期に発見し、適切な対応を図るため新生児等聴覚検査費用の助成を行います。	保健センター
2	乳児一般健康診査 (再掲)	1歳の誕生日前日まで、県内医療機関において健康診査を行います。乳児の疾病や障がいを早期に発見し、早期に治療できるよう支援します。	保健センター
3	乳幼児健康診査	3か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、子どもの発育・発達の遅滞、疾病を早期発見することに努めるとともに、育児等の助言や子どもの事故防止の啓発などを行います。	保健センター
4	新生児・未熟児訪問指導	保健師や助産師が新生児及び未熟児のいる家庭を訪問し、発育・疾病予防等の健康に関する内容や育児全般について、指導・助言を行います。	保健センター
5	生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）	母子保健推進員が、生後4か月までの子どものいる家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。	保健センター
6	乳幼児訪問指導	保健師や助産師が乳幼児のいる家庭を訪問し、発育・疾病予防等の健康に関する内容や育児全般について、指導・助言を行います。	保健センター
7	育児相談	乳幼児を対象に、発育・発達、母乳・栄養等の相談の場を提供し、育児全般についての相談に応じます。	保健センター

No	事業名等	内容	担当課
8	乳幼児栄養相談	もぐもぐ教室を開催し、離乳食について実習や相談の場を提供します。また、離乳食及び幼児食を進めるにあたり、保護者に疑問や悩みが生じた場合、来所や電話等で相談に応じます。	保健センター
9	子ども発達相談室	保健師や言語聴覚士が、子どもの発達について心配のある保護者に対し、電話相談や来所相談を行います。また、医師や言語聴覚士等の専門スタッフによる個別相談や親子教室を開催し、市内の保育園・幼稚園、小学校等と連携を取りながら、子どものすこやかな育ちを支援します。	保健センター
10	要観察児相談・教室	各種健康診査において事後相談の必要な乳幼児や児童に対して、相談や教室の場を提供します。また、保護者支援として講座や座談会等を開催し、継続した支援体制の整備を図ります。	保健センター
11	児児ことばの教室	ことばの発達や様々な発達課題を持った就学前の子どもとその保護者を対象に、保育士や言語聴覚士による個別相談を行います。遊びを通した個別指導やグループ指導を行い、子どもへの関わり方や支援方法と一緒に考えていきます。	保健センター
12	歯科健康診査	1歳6か月児・3歳6か月児健康診査及びむし歯予防教室において歯科健康診査を実施し、歯の健康保持、増進を図ります。	保健センター
13	歯の健康教室	妊娠・乳幼児・園児・児童を対象にブラッシングの方法や食生活指導等を行い、むし歯や歯周病予防を推進します。	保健センター
14	フッ素塗布・フッ素洗口	保健センターで1歳6か月児～3歳6か月児を対象に、フッ素塗布を、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校でフッ素洗口を実施し、むし歯予防を推進します。	保健センター
15	母子保健推進員活動	妊娠婦、乳幼児等の家庭を訪問し、各種健康診査の受診や子どもの健康に関する情報提供を行います。また、地域で親子のふれあい教室等を開催し、地域ぐるみで子育てを支援します。	保健センター
16	予防接種	乳幼児・児童・生徒を対象に、予防接種を実施し、感染症の発生及び蔓延の予防に努めます。	保健センター
17	乳幼児健診の推進	1か月児健診と5歳児健診の実施に向けた体制の整備を図ります。	保健センター
18	保育園、認定こども園等における食育の推進	給食を通して「食」に関する知識を高め、良好な人間関係や感謝の心を育てる活動を推進します。	子育て支援課

〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
乳幼児健康診査受診率 ① 1歳6か月児 ② 3歳6か月児	%	①99.5 ②98.7	①100 ②100
生後4か月までの全戸訪問 訪問率	%	98.7	100
子育てが楽しいと回答する割合	%	98.1	100
子ども発達相談室を知っている保護者の割合	%	75.9	80.0
子育てに困った時に対応できる親の割合	%	86.5	90.0
むし歯のない子どもの割合（3歳児）	%	92.6	95.0

（3）小児医療の充実

医療費の助成や小児医療に関する情報提供、小児医療体制の整備などにより、子どもの健全な発達・成長と健康を確保します。

〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	子ども医療費助成（再掲）	18歳到達後の年度末まで、保険診療分の医療費（入院、通院）を助成し、病気の早期発見・治療を図ります。	こども福祉課
2	未熟児養育医療費助成	未熟児を対象とし、指定する医療機関において、入院治療を受ける場合の医療費を助成することにより、乳児の健康管理と適正な医療を確保します。	こども福祉課
3	小児医療体制の充実	質の高い医療を提供し、安全・安心な小児医療体制の充実を図ります。 また、現在「子どものこころの外来」として開設している、心の問題や発達障害がある子どもへの医療提供体制を継続します。	市民病院
4	小児医療に関する情報提供	日頃から子どもの成長や病気に関し、気軽に相談できる、かかりつけ医を持つよう啓発するとともに、保健指導や乳幼児健康診査等の機会を活用し、救急医療体制について情報提供を行います。	保健センター 市民病院

## 6 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 〈現状と課題〉

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている一方、家庭内において依然、育児負担が女性に集中している実態があります。また、女性は妊娠・出産、子育てにより、仕事と生活の両立が難しくなる傾向にあるため、そのような実態を変え、男性の家事・育児への参画を促進することが必要です。そのためには、企業、事業所、地域のすべての人が子育て世代を応援し、こどもや子育て家庭が大事にされるよう地域社会の構造や意識を変えていくことが必要です。

#### (1) 子育て世代を応援する官民連携の取組

男女が互いに協力し、安心してこどもを育てられる男女共同参画社会の実現に努めるとともに、仕事と生活・子育ての両立支援のために必要な情報の提供や育児休業制度の普及促進、多様な働き方をかなえる企業の誘致等、官民が連携し子育てしやすい職場環境づくりを推進します。

### 〈主な事業〉

No	事業名等	内容	担当課
1	男女共同参画の推進	男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を担う男女共同参画社会実現のため、「第2次射水市男女共同参画基本計画(改訂版)」に基づき、施策を展開し、労働者、事業主、地域住民等の意識改革のための学習機会の充実を図ります。	市民活躍・文化課
2	育児休業制度の普及促進	国や関係機関と連携を図りながら、育児休業の制度化、取得の促進及び関係機関が実施している奨励金制度について啓発を行い、あらゆる機会と媒体を通じて、制度の周知を図ります。	商工企業立地課
3	もうすぐパパママ教室 (再掲)	もうすぐ親となる父母が育児への理解を高め、親としての自覚や子どもを育てるしっかりとした心構えを持てるよう講義・沐浴実習等を実施します。	保健センター
4	就業・再就職支援	国や県と連携を図り、子育てをしながら就職を希望する方や育児休業等から仕事復帰を目指す方等に対し、職業相談や制度の周知等を行います。また、誰もが能力を発揮できる機会を均等に確保できるよう、事業者に対する制度周知を図ります。	商工企業立地課 子育て支援課 こども福祉課
5	一般事業主行動計画の策定促進	一般事業主行動計画策定への啓発と相談業務を行い、子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援します。	商工企業立地課
6	多様な働き方を叶える企業誘致の推進	サテライトオフィス、シェアオフィス及びテレワーク等による多様な働き方の推進や就業環境が柔軟かつ充実している企業の誘致に取り組みます。	商工企業立地課
7	女性のためのキャリアアップ応援補助事業	出産・育児・介護等のために離職した女性や非正規雇用の形態で働いている女性が、就職や起業等に有効な資格を取得された場合にその経費の一部を助成します。	市民活躍・文化課

〈指標〉

指標名	単位	現状値（R5）	目標値（R11）
女性の育児休業取得率	%	90.9	100
父(パートナー)が育児に参加する割合 (再掲)	%	94.6	100
一般事業主行動計画の策定率	%	79.6	83.0
サテライトオフィス等開設支援事業数	件	1	10

## **第六章 推進体制**

---

### **1 計画の推進に向けて**

本計画を着実に実行するため、市民や関係団体、事業者、企業等が連携しながら各種事業を効果的・効率的に進めます。また、本計画の適正かつ円滑な実施のため、福祉・教育・保健・雇用等の府内関係課と連携し、計画の評価・見直し等を行います。

#### **(1) 射水市子ども・子育て会議等において計画の進捗状況を評価、検証**

毎年1回、射水市子ども・子育て会議※1、射水市子ども施策推進委員会※2並びに射水市要保護児童対策協議会※3において、各種事業の実施状況を報告し、事業の評価・検証を行います。

また、評価・検証内容や委員意見等を関係課と情報共有し、各種事業の効果的・効率的な実施に向けた調整を図ります。

※1 射水市子ども・子育て会議設置要綱第1条に基づく会議体

※2 射水市子ども条例第11条第1項に基づく会議体

※3 射水市要保護児童対策協議会設置要綱第1条に基づく会議体

#### **(2) こども・若者・子育て当事者への意見聴取並びにこども施策への反映等**

こども基本法やこども大綱の基本理念において、子どもの意見表明権の保障やこども・若者・子育て当事者から聴き取った意見をこども施策へ反映させる仕組みについて自治体の責務として義務付けていることから、安心して意見を述べる場や機会を確保することや、社会参画の機会をつくります。

#### **(3) 家庭、地域、企業、関係機関等との連携・協働**

子どもの健やかな成長や若者支援、子育てを地域全体で支える環境を構築するためには、家庭や地域、企業等の役割が重要になります。そのためにも、各々がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して、こども・若者や子育てを支援する取組を後押しします。

- ・家庭　家族の一人ひとりが積極的に子育てや家事を行い、共に支えあう関係を築くこと。
- ・地域　こどもや子育て家庭を支える活動や見守りなどを通じて、地域がこどもを育てるという気運の醸成や地域活動の充実を図ること。
- ・企業　子育て家庭に配慮した制度等を充実し、子育てしながら安心して働くことができる職場づくりを推進すること。
- ・関係機関　保育園や学校等においては、こどもたちの身近な施設として、子どもの保育・教育等の支援はもちろん、保護者に対する相談や情報提供など多様な支援に取り組むこと。若者支援に関しては関係機関相互の連携を図ること。

#### **(4) 計画の周知・浸透**

市民にとって本計画を分かりやすく、利用しやすいものとするため、市の広報紙やホームページのほか、ケーブルテレビや出前講座等を通じて、幅広い世代への周知や啓発に努めます。また、子育て家庭については、子育てガイドや子育て支援アプリなど、より身近な情報源としての活用を促進します。

#### **(5) 社会情勢の変化等を踏まえたこども施策の充実や見直し**

国のかどもまんなか実行計画や本市の総合計画、財政状況等を踏まえ、必要に応じて計画及びこども施策の充実・見直しを図ります。